

美濃加茂市
第2次いのち支える自殺対策計画

令和6年度～令和11年度

(計画素案)

美濃加茂市
令和6年3月

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画策定の体制.....	3
5 SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	4
第2章 国や美濃加茂市の自殺の現状.....	5
1 国の現状.....	5
2 市の現状.....	6
3 第1次計画の評価.....	10
4 支援が優先されるべき施策群.....	11
5 課題の整理.....	12
第3章 計画の考え方.....	15
1 自殺対策が指すもの.....	15
2 自殺対策の基本認識.....	16
3 基本理念.....	17
4 基本方針.....	18
5 施策体系.....	20
6 数値目標.....	20
第4章 自殺対策における主な取組.....	21
基本施策.....	21
基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	21
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成.....	24
基本施策3 住民への啓発と周知.....	25
基本施策4 生きることへの促進要因の支援.....	26
重点施策.....	27
重点施策1 勤労者への自殺対策の推進.....	27
重点施策2 高齢者への自殺対策の推進.....	28
重点施策3 生活困窮者への自殺対策の推進.....	29
重点施策4 子ども・若者への自殺対策の推進.....	30
重点施策5 女性への自殺対策の推進.....	31
第5章 評価指標一覧.....	32
第6章 事業一覧.....	33

第7章 計画の推進に向けて	60
1 計画の推進体制及び計画の進行管理・評価.....	60
資料編	61
1 健康についてのアンケート調査【成人】.....	61
2 健康についてのアンケート調査【子ども】	63
3 健康についてのアンケート調査【保護者】.....	64
4 介護に関するアンケート調査	65
3 計画の策定経過.....	66
4 「健康づくり推進協議会 自殺対策部会」委員名簿.....	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超えていました。その後、減少に転じたものの、依然として年間2万人以上の人が自殺により亡くなっている現状があります。

国においては、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年6月には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成28年4月の自殺対策基本法改正により、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

令和4年10月に自殺総合対策大綱が見直され、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を進めていくことを掲げています。

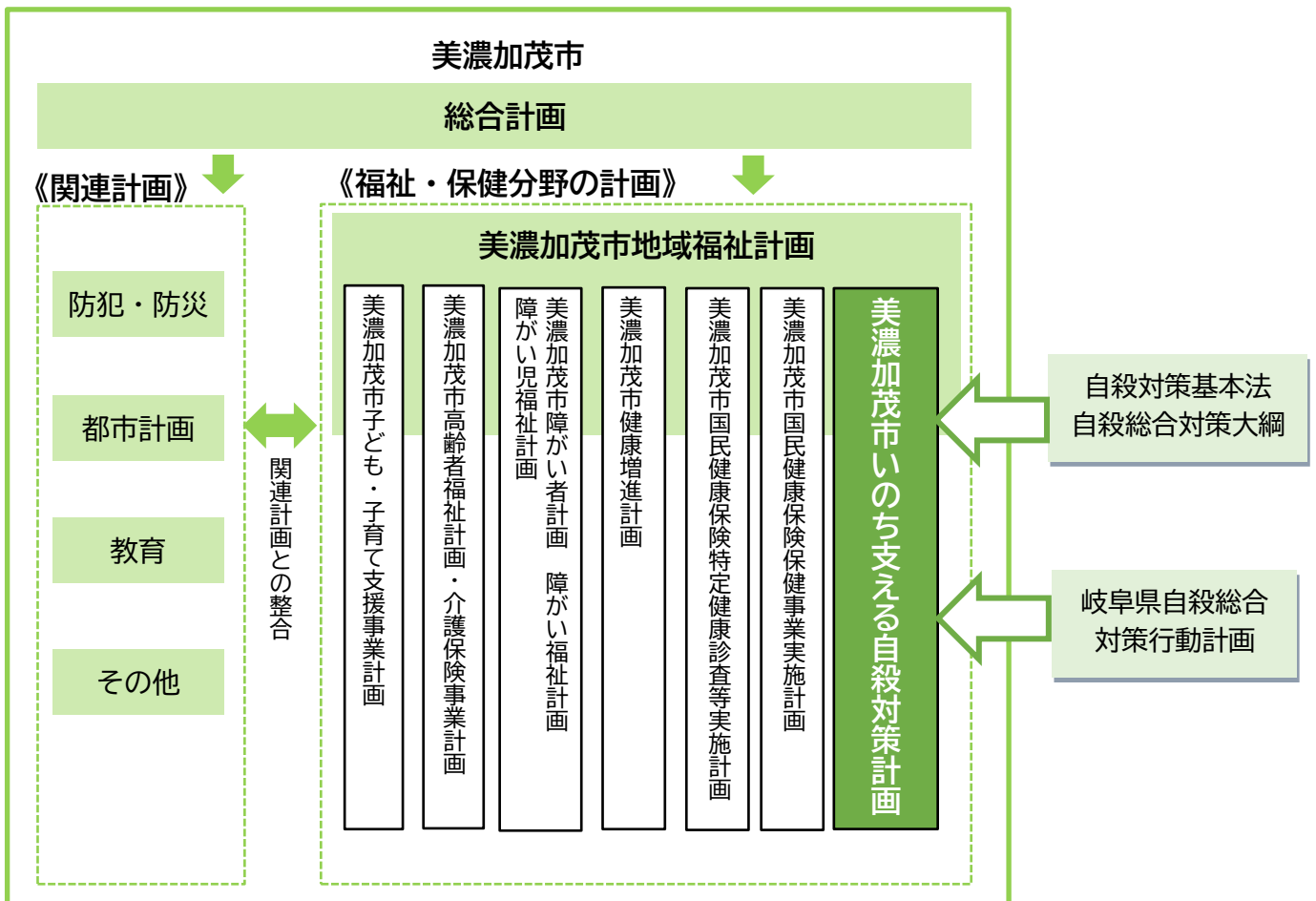
美濃加茂市（以下、「本市」という。）においても、平成31年3月に「いのち支える自殺対策計画」を策定し自殺対策に取り組んできました。令和6年3月に第1次計画が終了することから、現状を踏まえ、第2次計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策の施策を策定するものです。

本計画は、本市における自殺対策を推進していくための計画として位置づけ、「美濃加茂市総合計画」「美濃加茂市健康増進計画」及び県の「岐阜県自殺総合対策行動計画」との整合を図るとともに、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画です。また、年度ごとに評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

図表 計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第1次計画 (令和元年度～令和5年度)					第2次計画 (令和6年度～令和11年度)					

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民への健康についてのアンケート調査によるこころの健康などの現状を踏まえ、関係機関・団体などからの意見徴収、市民に対するパブリックコメントの実施など、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、国・県の関連計画及び市関連計画との整合性を図るなどして、以下の体制と方法で策定を行いました。

<計画策定の体制>

幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、学識経験者、市内の医療・福祉関係機関などから構成される「美濃加茂市健康づくり推進協議会 自殺対策部会」を設置し、この会議において審議を行いました。

<計画策定の方法>

① 第1次計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、第1次計画の進捗状況などの評価を行いました。

②市民における自殺やこころの健康の現状・意向の把握

市民等のこころの健康を把握するためにアンケート調査を実施しました。調査の概要は資料編に記載しています。

③パブリックコメントの実施

計画を広く市民の意見が反映されたものとするため、令和6年1月15日から令和6年2月5日まで市の窓口やホームページで計画案を公開し、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

国は、持続可能なまちづくりを重要と捉え、「経済」「社会(暮らし)」「環境」の新しい価値創造を通じて持続可能な開発を実現する取組を進める地方自治体を「SDGs未来都市」として選定し、その中でも先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定しています。本市は、2021年5月に「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」両方に選定され、同月「みのかもSDGs推進協議会」を設置し、SDGsに関する様々な取組を開始しています。

本計画の推進にあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体等、社会における様々な担い手と連携しながら、「誰一人取り残さない」社会を目指します。

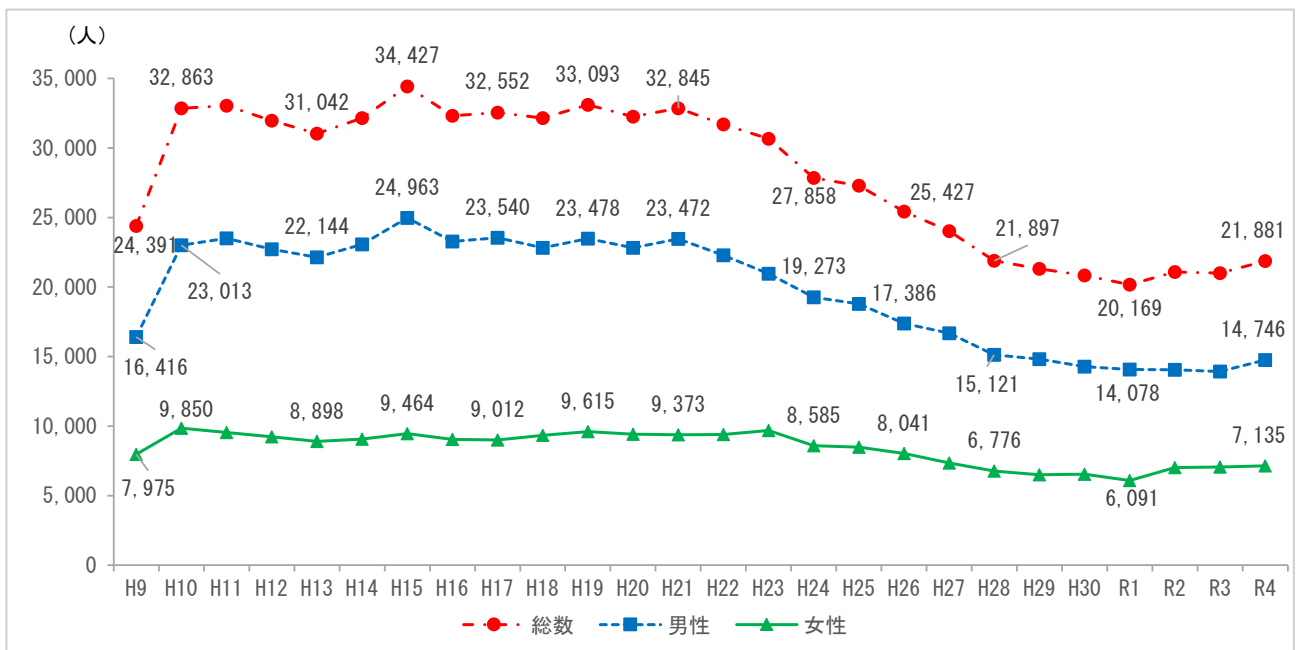


第2章 国や美濃加茂市の自殺の現状

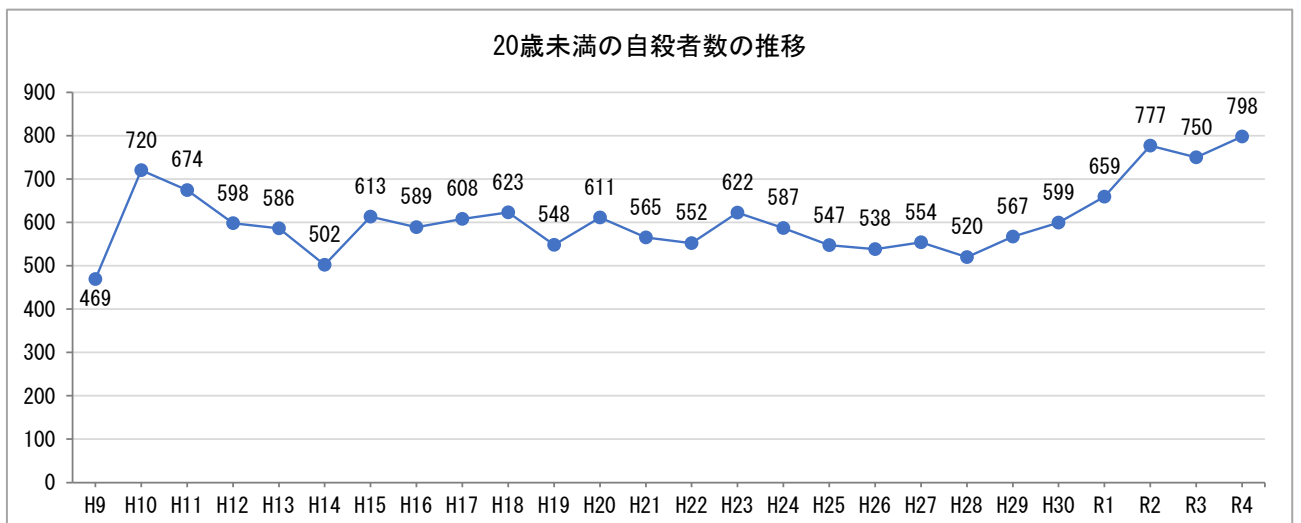
1 国の現状

全国の自殺者数は、平成9年から平成10年にかけて急増し、初めて30,000人を超えました。以後、増減を繰り返しながら平成15年の34,427人をピークに、その後は減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、女性の自殺者数が令和2年以降増加しています。

20歳未満の自殺者数をみると、平成9年から平成10年にかけて急増し、700人を超え、以降は600人前後で推移してきました。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降は700人を超え、令和4年には800人近くとなっています。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作

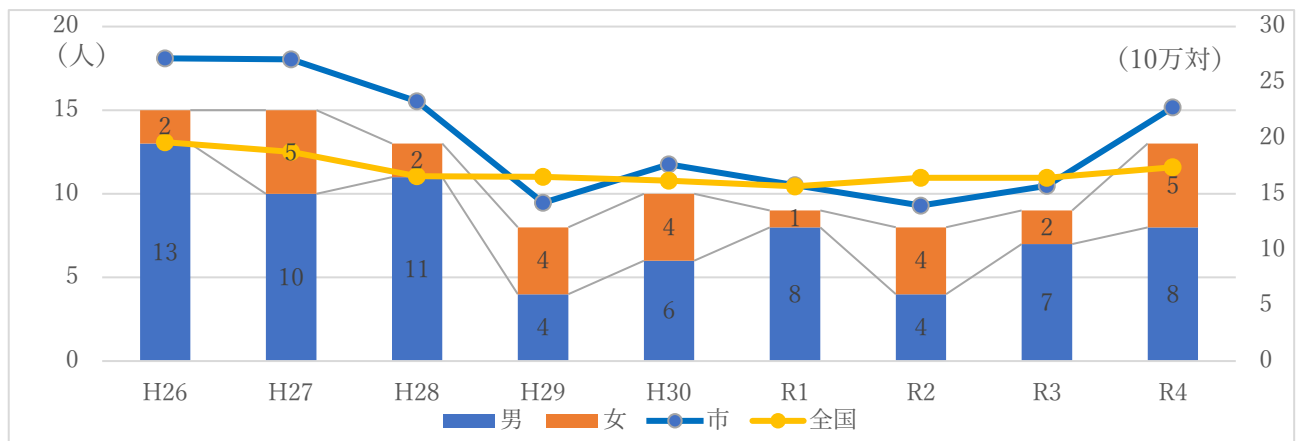
2 市の現状

(1) 美濃加茂市の自殺者数

①自殺死亡者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率※は、平成 26 年から平成 28 年まで全国より高く、平成 29 年に低くなりますが、平成 30 年は全国よりも高くなっています。その後低下していきませんが、令和 4 年度、自殺者数が増加し、自殺率も全国より高くなっています。自殺死亡者数は女性よりも男性の方が多い傾向にあります。令和 4 年度女性の自殺者数が増加しています。

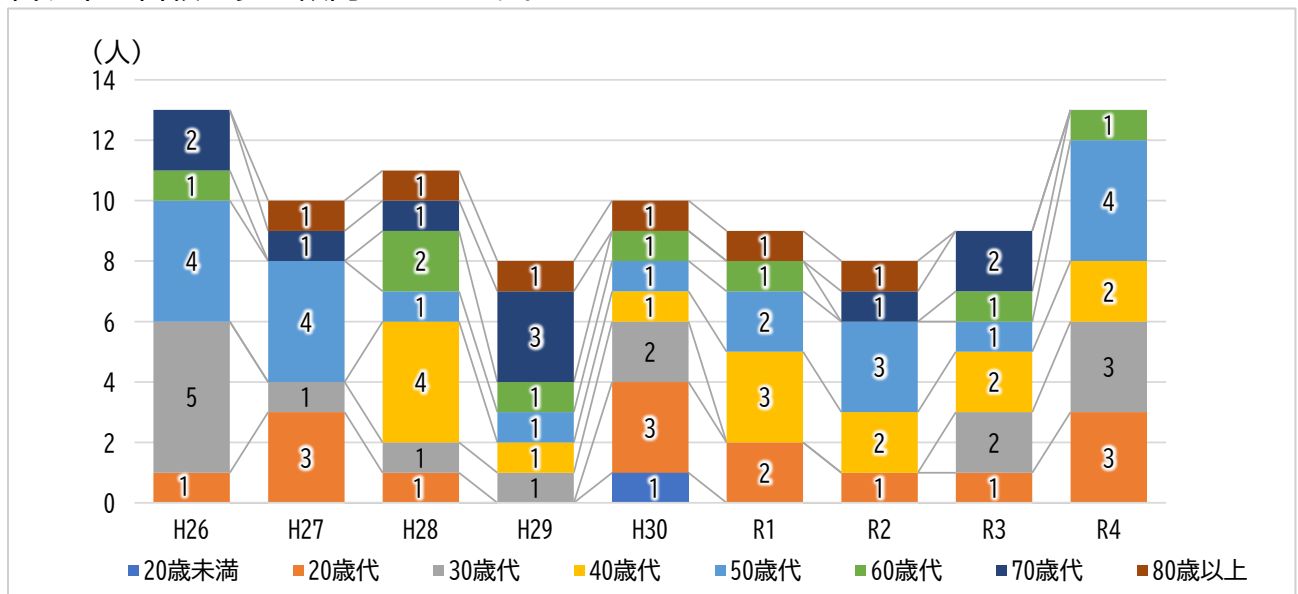
※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数をいう



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

②年代別自殺者数

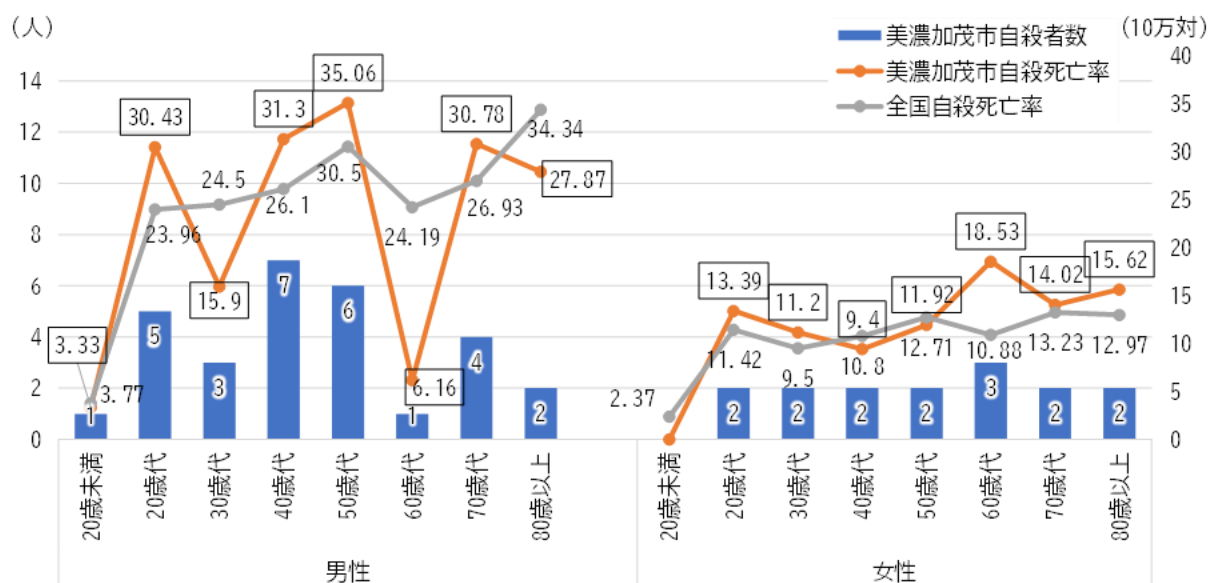
平成 28 年と平成 29 年は 60 歳以上の自殺者数の割合が多いですが、令和 4 年は 50 歳代以下の自殺が多い傾向にあります。



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

③性別・年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）と自殺死亡率（平成29年～令和3年平均）の推移

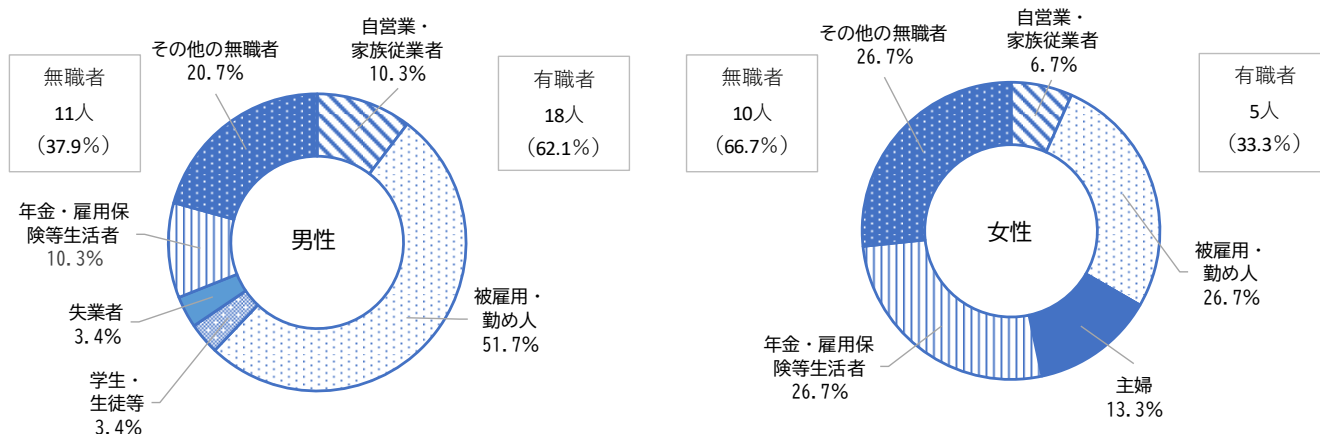
平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間を見ると、本市の自殺者数は男性においては 40 歳代が最も多く、女性においては 60 歳代が最も多くなっています。自殺死亡率を見ると、男性では 20 歳代、40 歳代、50 歳代、70 歳代で全国自殺死亡率を大きく上回り、一方で 60 歳代は大きく下回っています。また、女性では、60 歳代で全国自殺死亡率を大きく上回っています。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022

④性別、有職者・無職者別の自殺者数の割合（平成29年～令和3年合計）

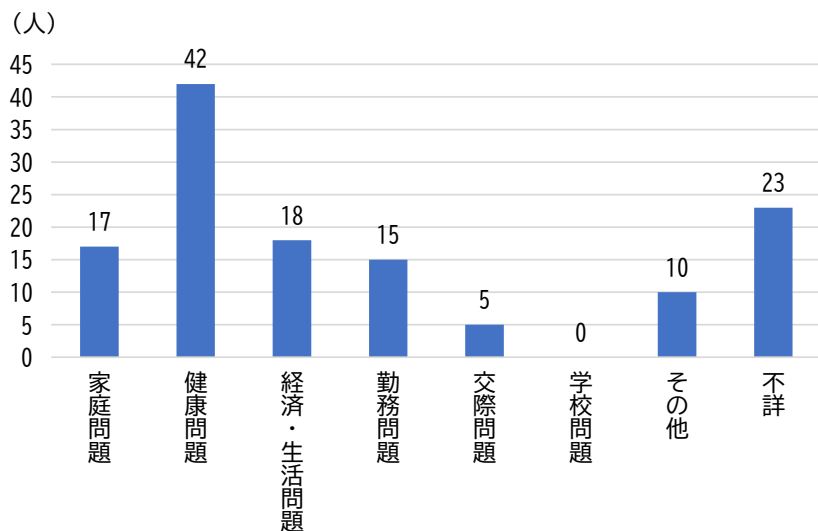
性別にみた自殺者数の割合は、男性で無職者が 37.9%、女性で無職者が 66.7%となっています。男性では被雇用・勤め人が約半数を占めており、続いて自営業・家族従業者、年金・雇用保険等生活者となっています。女性は被雇用・勤め人と年金・雇用保険等生活者の割合が多くなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022

⑤自殺の原因・動機別死亡者数（平成26年～令和4年合計）

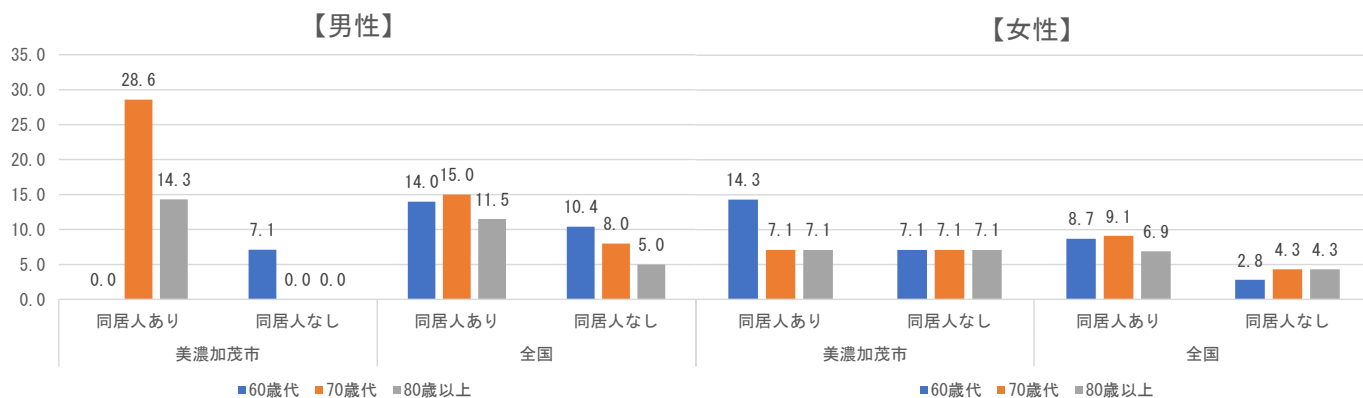
自殺者の多くは、多様かつ複雑な原因を有しています。本市では、特定できている自殺の原因・動機別死亡者数は健康問題が特に多く、続いて経済・生活問題、家庭問題、勤務問題が多くなっています。



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

⑥60歳以上の性別・同居人の有無別死亡者数（平成29年～令和3年合計）の割合

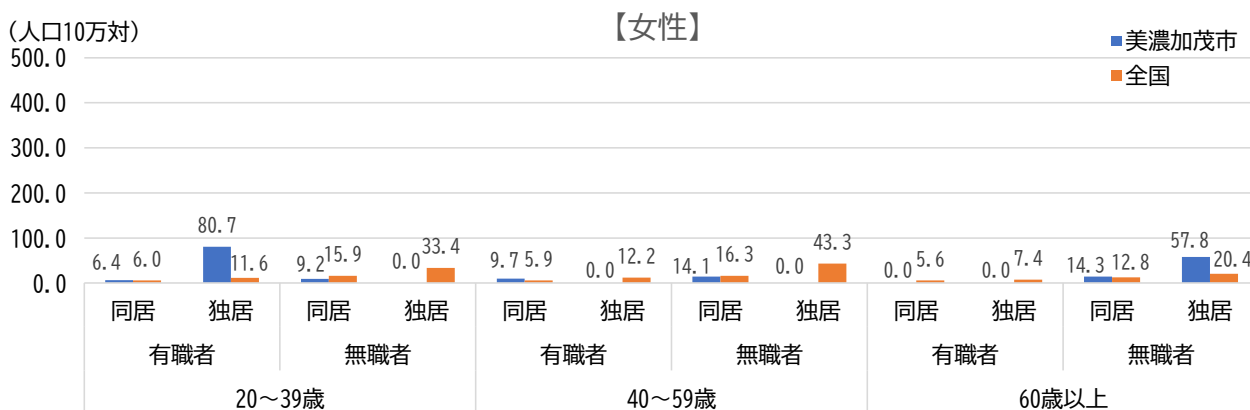
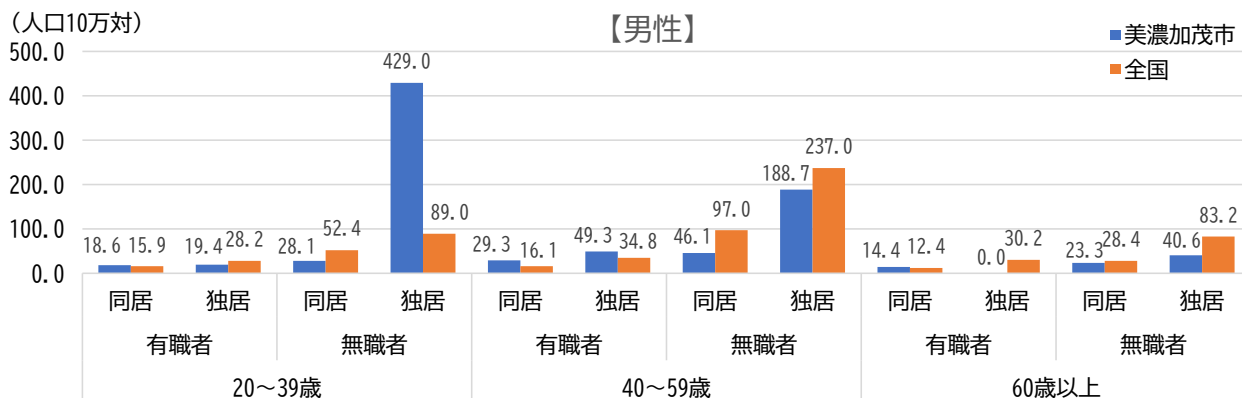
60歳以上の自殺者数の割合は、美濃加茂市、全国とも同居人ありの人のほうが同居人なしの人の割合よりも多くなっています。



資料：地域自殺実態プロファイル 2022

⑦同居人の有無別、有職者・無職者別、性・年代別の自殺死亡率（平成29年～令和3年合計）

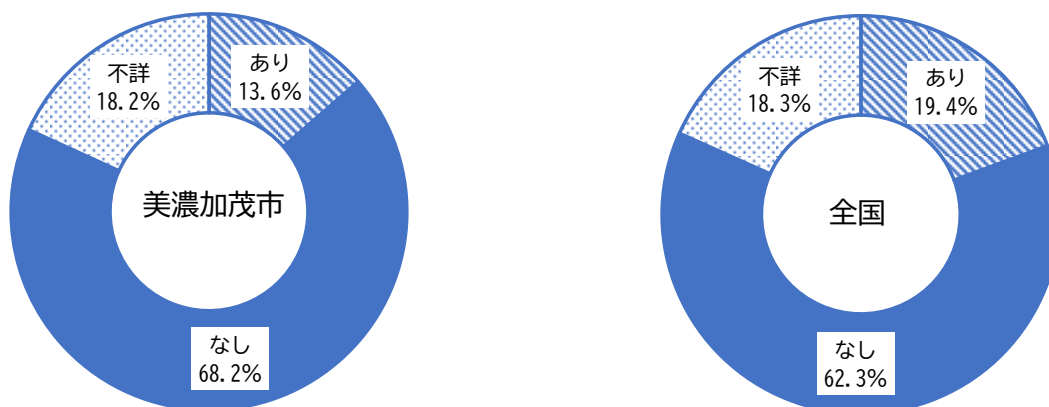
男性では、20～39歳、40～59歳の無職者で独居の人の自殺率が高くなっています。女性では、20～39歳の有職者で独居の人、60歳以上の無職者で独居の人の自殺率が高くなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022

⑧自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合（平成29年～令和3年合計）

自殺者のうち、自殺未遂歴がある人の割合は全国と比べて低いですが、自殺未遂歴がある人は1割を超えています。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022

3 第1次計画の評価

(1) 評価指標

第1次計画で設定した評価指標の実績は以下の表になります。
結果、ほぼすべての施策において、当初の計画どおりに進展しました。

項目	評価指標	策定時 (2018年度)	目標値 (2023年度)	実績値 (2022年度)
勤労者	メンタルヘルスに関して連携した企業等の数	1件	5件	70件 (延べ)
子ども・若者	困ったときに相談する人や機関(場所)があることを知っている児童生徒の割合	-	100%	92.8%
高齢者	想ひ出カフェ(認知症カフェ)の参加者数	151人	200人	108人
生活困窮者	生活困窮者自立支援事業による社会参加活動実施メニュー数	6	11	127
地域におけるネットワークの強化	自殺対策実務者ネットワーク会議の開催回数	4回	年12回以上	27回
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数	未実施	550人	131人 累計896人
住民への啓発と周知	自殺に関する啓発事業の実施回数	6回	15回	20回
生きることへの促進要因の支援	「生きることへの促進要因の支援」に関する取組の事業評価の平均点数(5点満点)	-	4.5以上	3.8

4 支援が優先されるべき施策群

自殺総合対策推進センターによると、平成29年～令和3年の5年間に於いて自殺者数の多い上位5区分が、当市の主な自殺の特徴として分析されています。

自殺者の特性上位5区分	人口(5年計)	割合	自殺死亡率*(10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40～59歳 有職同居	9	20.5%	29.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職同居	4	9.1%	23.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
3位:男性 20～39歳 有職同居	4	9.1%	18.6	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上 無職同居	4	9.1%	14.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性 60歳以上 無職独居	3	6.8%	57.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

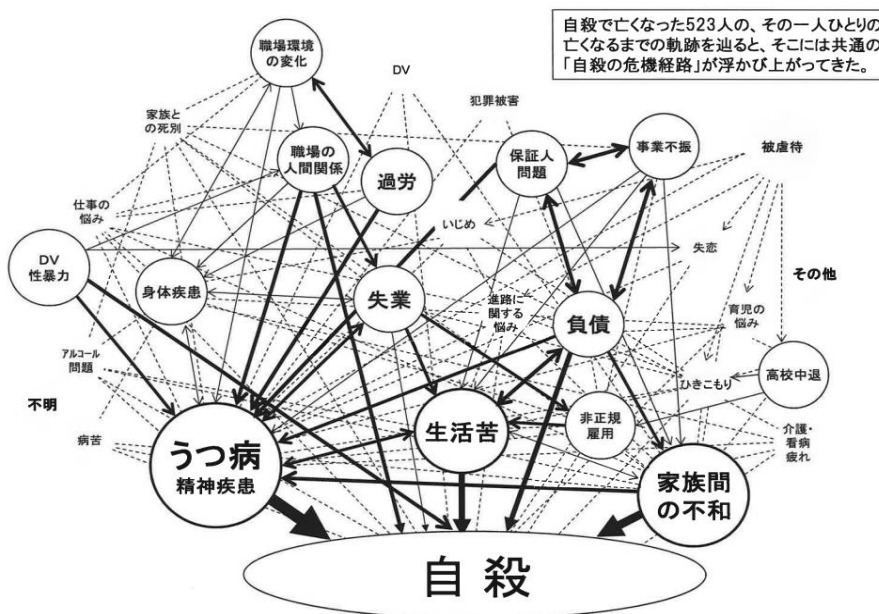
上記の「当市の主な自殺の特徴」の上位5区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、本市において重点的に自殺対策に取り組むべき対象を示したものが「推奨される重点施策群」として示されています。

【推奨される重点施策群】

重点施策群	勤労者 子ども・若者	高齢者 生活困窮者
-------	---------------	--------------

* 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものです。
** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしています。

参考)自殺の危機経路



出典：自殺実態白書 2013 (NPO法人ライフリンク発行)

5 課題の整理

統計データ（地域自殺実態プロファイル2022、厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺対策の基礎資料」）、市民への健康についてのアンケート調査、庁内・関係機関ヒアリング結果からみえてきた当市の課題についてまとめました。

① 勤労者

自殺者数の推移をみると、男性では20歳代、40歳代、50歳代の働き盛りの世代で全国自殺死亡率を大きく上回っています。

アンケート調査結果からは、不満、悩み、苦勞、ストレスを感じている内容は「勤務関係の問題」が最も多くなっています。各事業所等で働き方改革が進んではいますが、仕事におけるストレスを抱えている人が多い現状です。また、困ったときの相談相手について、5人に1人が「いない」と回答しており、悩みを一人で抱えてしまうおそれがあります。

関係機関へのヒアリング調査からは、企業の経営支援のサポートはできるが、各事業所の従業員への支援まで手が届かず、従業員が抱えている問題、悩みなど把握できていないということがわかりました。

また、令和4年度に実施した岐阜労働局管内の安全衛生自主点検結果によると、メンタルヘルス対策に取り組む事業所の割合は64.8%であり、メンタルヘルス対策に取り組めていない事業所もあるということがわかりました。小規模事業所には産業医が配置されていないところもあり、メンタルヘルス対策が遅れていることも指摘されています。

自殺の背景には、様々な要因が複雑に重なりあっているとされています。この年代の人の背景には、勤務問題だけではなく、経営悪化による生活困窮や、家庭内の不和等の家庭問題等、多くのリスクが考えられます。関係機関と企業との連携により、悩みを抱えた人が適切な支援につながれるよう勤労者のメンタルヘルス対策を推進するとともに、労働環境の整備、相談しやすい環境づくりも必要です。

② 子ども・若者

自殺死亡率をみると、20歳未満では全国より下回っている一方で、20歳代は全国を上回っている状況です。若年層は入学、就職、引っ越し、結婚、出産といったライフイベントが多い時期であり、不安や悩みを抱きやすい時期でもあるといえます。小学生のころから、自分自身はかけがえのない人間であることを感じ、悩んだときには相談することの大切さを知ること、相談先について知っておくことを繰り返し周知することが必要です。

関係機関へのヒアリング調査からは、年間多くの子どもに関する相談があるが、子どもが安心・安全な生活ができるよう支援を行うために現在の体制では十分な対応が困難であるということがわかりました。

市では、子どもやその親、若年層に対し、相談支援や生きがい・居場所づくりに取り組んできました。

国も「子ども若者の自殺対策の更なる強化」が推進されていることから、関係機関等と連携を図りながら、子どもや若者、その家族に対して包括的な支援の充実を図る必要があります。

③ 高齢者

自殺者数について、平成 29 年から令和 3 年の 5 年間を見ると、女性においては 60 歳代が最も多くなっています。自殺死亡率を見ると、女性では、60 歳代で全国自殺死亡率を大きく上回っています。

65 歳以上を対象としたアンケート調査では、3 人に 1 人が「生きがいを思いつかない」と回答していることや、「気分が沈んだりゆううつな気持ちになったりすることがあった」が約 4 割、「物事に興味がわからない、心から楽しめない感じがよくあった」が約 2 割いることがわかりました。

「居場所づくり」や「生きがいづくり」など「生きる支援」が、高齢者のメンタルヘルスにも重要です。「生きがい」を感じる高齢者を増やす施策をさらに推進していく必要があります。

地域の主な自殺者の特徴では、60 歳以上の女性は「身体疾患→病苦→うつ状態」をたどる傾向にあるとされています。そのため、身体のケアと同時に、こころのケアにも留意していく必要があります。

また、関係機関へのヒアリング調査からは、新型コロナウイルス感染症により高齢者がサービス利用や買い物、外出等を控え引きこもり傾向になっていることがわかりました。ひとり暮らしの高齢者と同居家族内で孤立している人に対して、暖かな見守りができる地域づくりをする必要があります。

④ 生活困窮者

アンケート調査から、不満、悩み、苦勞、ストレスを感じている内容では「経済的な問題」が約 2 割となっています。

また、自殺者のうち、男性の 37.9%、女性の 66.7%が「無職者」となっています。

景気悪化の状況が続いており、今後も生活困窮者が増えるおそれがあります。生活困窮者が抱える課題は複合化・複雑化しております。そのため、多機関と連携をとりながら、相談・支援を強化することが必要です。

⑤ 相談

悩み相談窓口の認知度は約 5 割、ゲートキーパーの認知度は約 2 割、相談窓口「生きるための支援 ワンストップ窓口健康課」の認知度は約 1 割となっており、相談窓口の認知度は低い状況にあります。

また、関係機関へのヒアリング調査からは、24 時間電話相談等、相談できる場所を広く周知することで相談につなげることが重要であり、その後、関係機関と連携していくことが課題であることがわかりました。

悩みを抱えている人が相談できるよう周知していく必要があります。

⑥ 女性

令和2年以降、全国では女性の自殺者数が増加しています。美濃加茂市においても、令和4年度女性の自殺が増えています。コロナ禍で人との交流機会の減少、家庭での生活様式の変化、勤務問題等さまざまな影響が考えられます。課題を整理し、妊産婦を含めた女性の自殺対策を行っていく必要があります。

⑦ 自殺未遂者支援

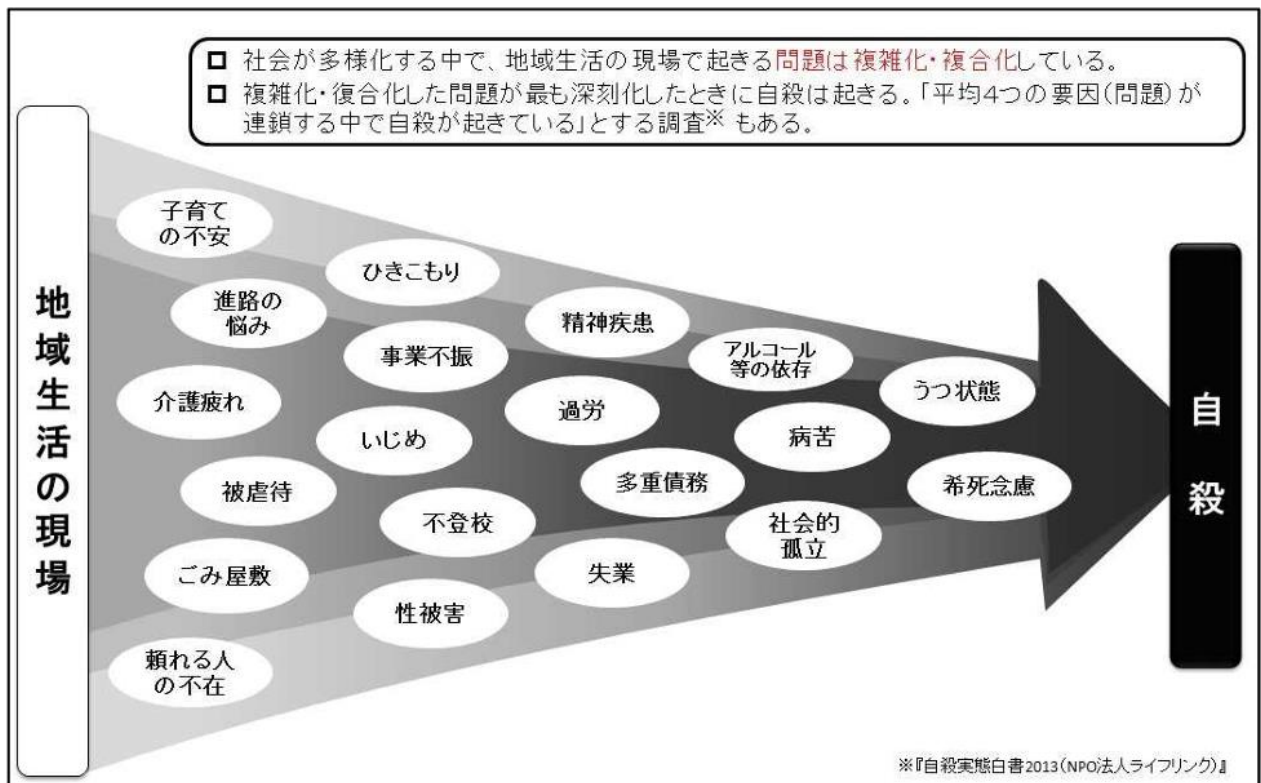
自殺者の中で、自殺未遂歴がある人は約1割となっています。地域における自殺未遂者支援の対応力の向上や関係機関との連携等について、取組を検討していく必要があります。

第3章 計画の考え方

1 自殺対策が目指すもの

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまいます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっており、本市の自殺対策においても、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。



2 自殺対策の基本認識

自殺対策を推進するためには、市民、行政、関係機関・団体等が次に掲げる事項を理解・認識して取り組むことが重要です。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良などのサインを発していることが多いといわれています。

そのため、身近な人が、自殺のサインに気づき、寄り添って、必要な支援につなげていくことが自殺の予防にとって重要です。

(2) 非常事態はいまだ続いている

日本の自殺者数は最も多い平成15年より1万人程減少はしたものの、依然として年間2万人を超えており、日本の自殺死亡率はG7諸国の中で最も高くなっています。本市においても令和4年度の自殺死亡率は平成28年以降最も高くなっており、非常事態はいまだ続いています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じました。全国的にみると、女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が顕在化・深刻化しました。

一方、今回のコロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となっています。

今後、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた支援や、ICTの活用をした自殺対策を推進することが必要です。

(4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

誰も自殺に追い込まれない社会の実現には、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが必要です。

自殺対策の進め方について、自殺総合対策大綱では「国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクル*を通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく」とされています。地域の自殺対策においてPDCAサイクルを回すことにより、より効果的な事業や施策がより効率的に実施されるようになると考えられます。

そこで、第2次計画においても、このPDCAサイクルを実施することとし、目標年次における数値目標を掲げ、各種施策に取り組んでいくこととします。

*ここで PDCA サイクルとは、PLAN(計画)、Do(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)という一連の流れを指し、事業や施策の進捗管理と改善を円滑に行うことを意味します。

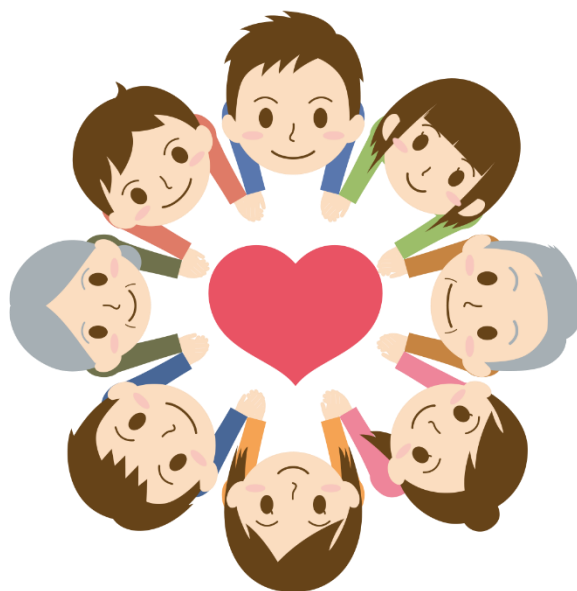
3 基本理念

国の自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を自殺対策の基本理念として示しています。

本市では、国の基本理念や自殺対策が目指すもの、自殺対策の基本認識等を踏まえ、以下の基本理念を掲げ、自殺対策を推進していきます。

美濃加茂市民の自殺者ゼロを目指して

～手を伸ばそう その手を握ろう つながる輪～



4 基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺のリスクが高まるとされています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させていきます。

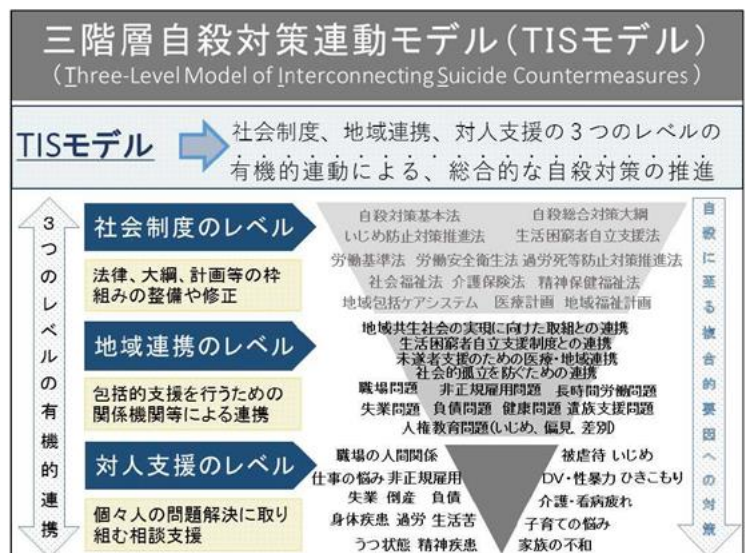
(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺対策は精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのため、関連する様々な施策を連携させて、総合的な対策として展開していきます。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個人等への支援を行う「対人支援」、支援者や関係機関同士の連携による「地域連携」、支援制度の整備等の「社会制度」の3つのレベルに分けられ、それぞれを強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては「事前対応」「危機対応」「事後対応」があり、それぞれの段階において施策を講じていきます。



(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進していきます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行っていきます。

(5) 行政、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、取組を推進していきます。また、情報を共有し、相互の連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条にある「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」を認識して自殺対策に取組を推進していきます。

5 施策体系

【基本理念】

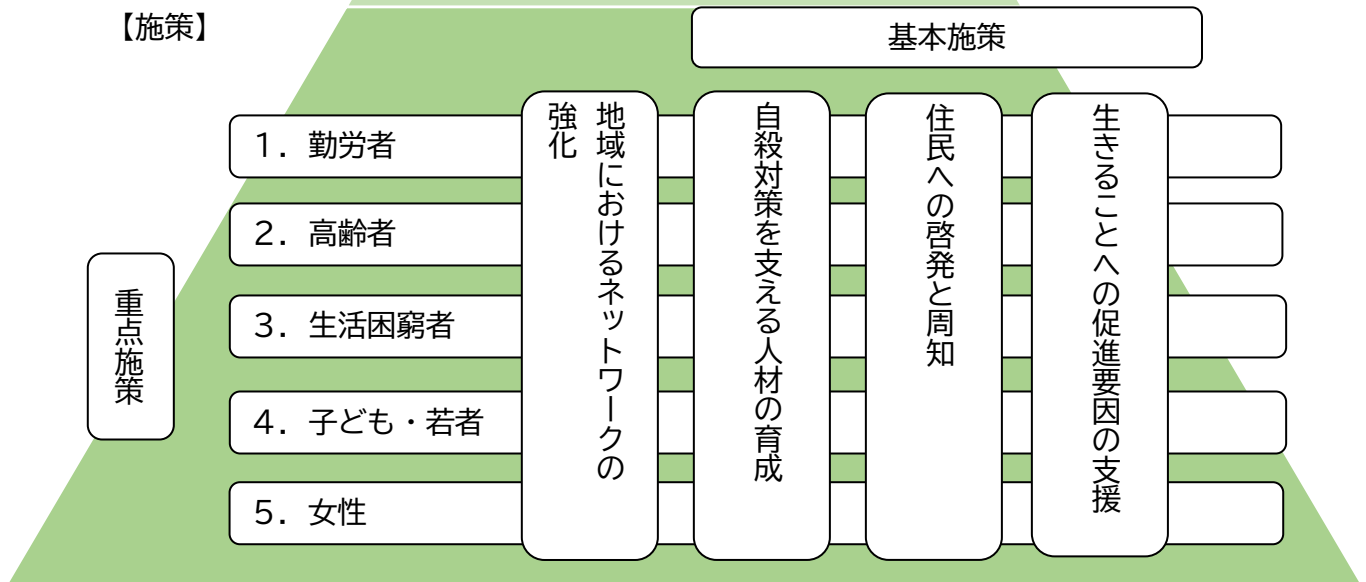
美濃加茂市民の自殺者ゼロを目指して

～手を伸ばそう その手を握ろう つながる輪～

【基本方針】

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 行政、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

【施策】



6 数値目標

自殺対策基本法で示されているように、本市における自殺対策が最終的に目指すものは、「美濃加茂市民の自殺者ゼロ」の実現であり、その目標を実現するためには、自殺対策を通じて具体的な数値目標を定める必要があります。

国は、自殺総合対策大綱において、令和8(2026)年までに自殺死亡率を平成27(2015年)と比較して30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。また、岐阜県においては令和11(2029)年までに自殺死亡率を平成27(2015)年と比較して30%以上減少させ、11.6以下とすることを目標としています。

本市においては、令和11(2029)年までに自殺死亡率を平成30(2018)年と比較して30%以上減少させ、12.3以下とすることを目標とします。

第4章 自殺対策における主な取組

基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進には、行政だけでなく、医療・福祉・司法関係機関や、消防や警察など地域で市民の方を見守る機関、地域で福祉的な支援や健康づくりなど様々な活動をされている方、社員の健康問題に取り組む企業など多くの関係機関が、自殺対策におけるそれぞれの役割を意識し、連携を図りながら、地域全体の取組として推進していくことが大変重要です。

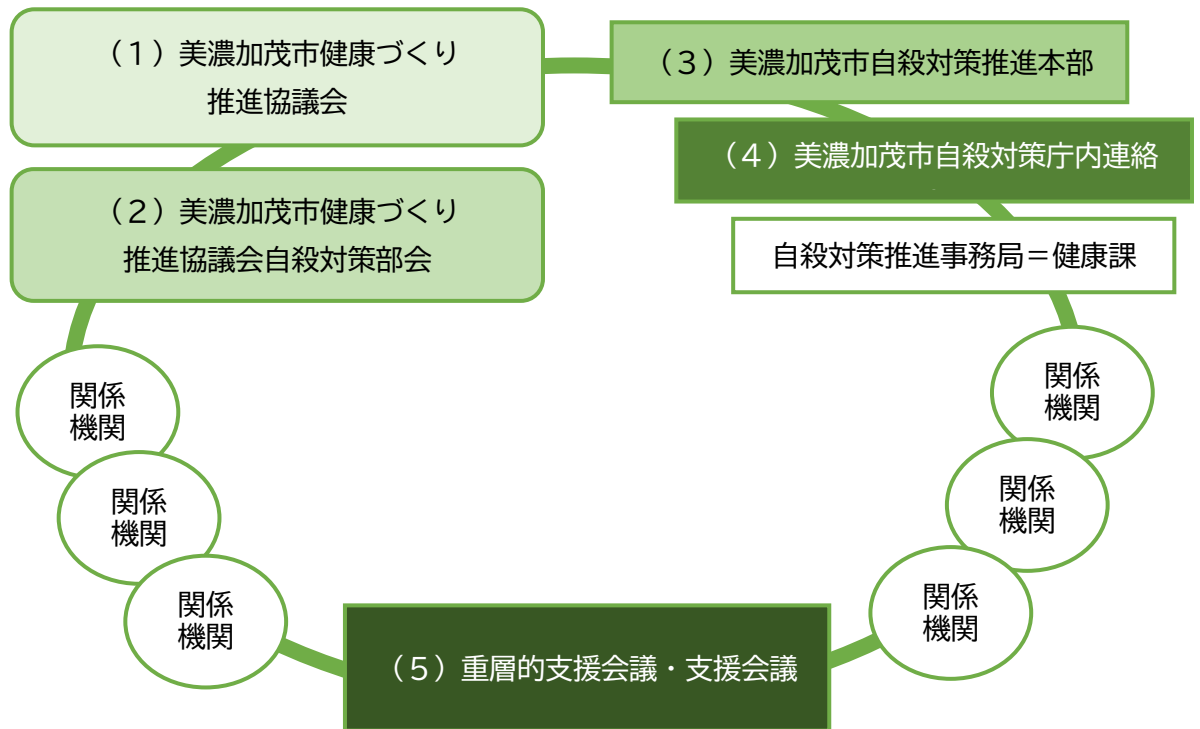
そのため、保健、医療、福祉、教育、労働、司法、その他関係機関が連携をとるための土台作りをするとともに、複合的な課題を持つ方に対しても対応できるよう、重層的支援体制を構築していきます。

また、自殺未遂者に対して適切な支援につながるよう、関係機関との協議、連携を図り体制整備を図ります。

【主な取組内容】

- ① **健康づくり推進協議会 自殺対策部会 (P.33 : No3)**
自殺対策推進のために設置した、保健、医療及び福祉関係者から成る協議体である。本市における自殺対策を行っていく上での関係機関間のネットワークづくりを推進する。
- ② **重層的支援体制整備事業による庁内外の分野横断的な連携協働 (P.34 : No13)**
複合的な課題を抱える個人及び世帯に対する支援方法等を検討するために「支援会議」を実施し、多職種及び多機関による包括的な支援を提供する。
- ③ **発達支援センターによる学校との連携協働 (P.34 : No14)**
学校及び保護者の SOS を受け止めつつ、教育関係者及び福祉・保健・医療関係者の協働による支援を提供するために「家族を支える連携会議」を実施する。

<自殺対策の推進体制>



(1) 美濃加茂市健康づくり推進協議会

【設置目的】市民や行政、関係機関・団体等が一体となって健康づくりに取り組むことにより、市民の健康を増進する。

【委員の構成】保健・医療及び福祉関係者、関係団体、学識経験を有する者、公募による市民

(2) 美濃加茂市健康づくり推進協議会 自殺対策部会

【設置目的】市の自殺対策において、関係機関・団体が現状の課題を把握し、総合的な対策の推進を図る。

【委員の構成】保健・医療及び福祉関係者、関係機関

(3) 美濃加茂市自殺対策推進本部

【設置目的】自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、すべての市民にとって生き心地のいいまちづくりのための施策の全庁的な推進を図る。

【委員の構成】本部長：市長 副本部長：副市長、委員：教育長、部長、参事

(4) 美濃加茂市自殺対策庁内連絡会

【設置目的】市における自殺対策の実施に関する庁内組織の相互連携を推進する。

【組織】会長：健康福祉部長 構成員：全課長

(5) 重層的支援会議・支援会議

【設置目的】自殺対策をはじめとする複合的な相談に対して、適切な問題解決を行うため、「相談窓口担当者等の顔の見える連携」ができる体制づくりと相談技術の向上を図る。

【会議の構成員】庁内職員、関係機関・団体等



基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

悩みや生活上の困難さを抱える人が発するシグナルを早期に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」ことができる、ゲートキーパーの育成を行っていきます。具体的には、保健、医療、福祉、教育、企業の関係者や市民の方に対して知識の普及やゲートキーパー養成講座を行い、身近な人の変化に早期に気づき、相談先へつなぎ、つながった後も寄り添い、見守ることができる人材を育成していきます。講座対象者を明確にし、対象者に応じた内容の講座を行うことで、ゲートキーパーとしての資質、能力の向上を図ります。相談者につながった人には、専門職が応じ、適切な支援を届けます。

また、市民の方にゲートキーパー養成や自殺の危険を示すサインに対する適切な対応方法の周知啓発を推進し、地域の見守り体制の強化を図ります。

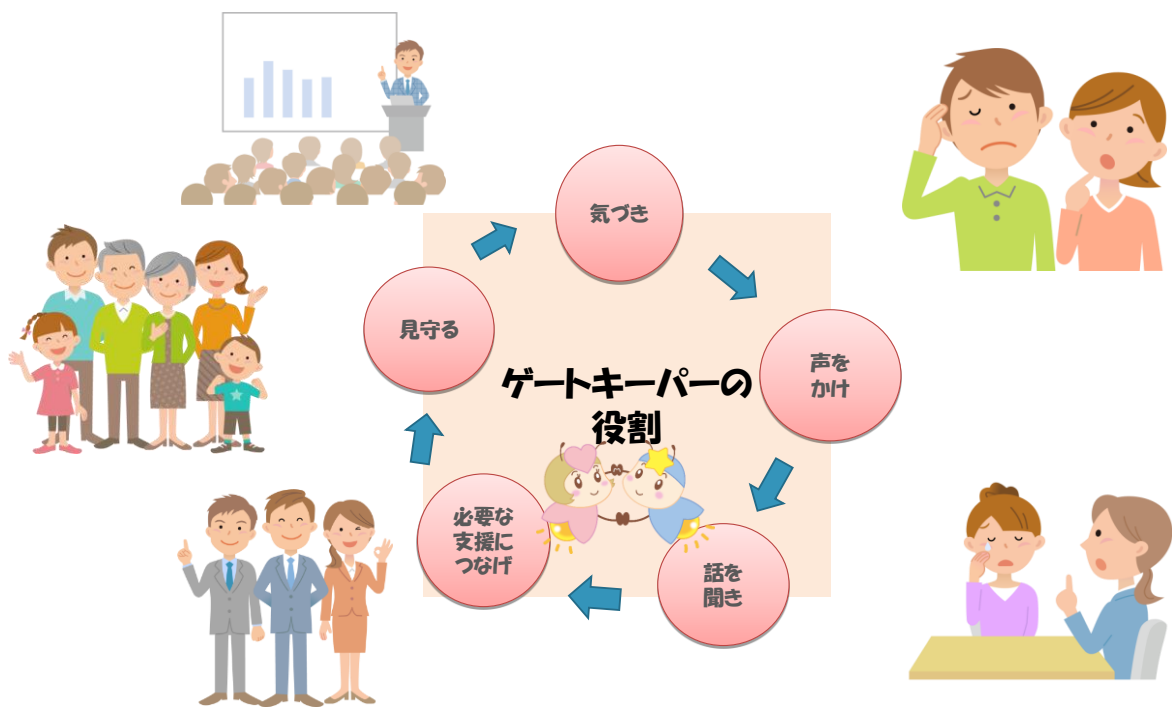
【主な取組内容】「ゲートキーパーの養成」(P.35:No19等)

- ① 市職員に対するゲートキーパー養成講座
- ② 専門職(相談支援従事者等)に対するゲートキーパー養成講座
- ③ 関係団体及び市民に対するゲートキーパー養成講座 等

ゲートキーパー養成講座を通じて、自殺対策について周知を行う。また、多くの人々がゲートキーパーの視点を持つことで、気づき役となり、必要な支援につなげる。



ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。



基本施策3 住民への啓発と周知

自殺を「個人の問題」ではなく「社会の問題」と捉え、自殺への偏見や誤解をなくし、かけがえのない大切ないのちを社会全体で守り支え合えるように、啓発事業を実施します。ゲートキーパーという市民一人ひとりの役割について理解を深め、また、「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥る前に誰かに相談することや、助けを求めることができるよう、啓発と周知を行っていきます。庁内全体や関係機関と協力し合い、相談先を掲載したリーフレットや、ワンストップ窓口カードの配布と設置、市民向けのイベントや講演会を通じて周知等を行っていきます。

【主な取組内容】

- ① 図書館の本を使用した企画展示（P.39：No41）
自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、いのちの大切さや自殺に関する正しい知識の普及を図るとともに、自殺を防ぐための手段など考える展示を行う。
- ② 広報事業（P.40：No49）
自殺対策の情報発信として、広報誌の編集と発行、ソーシャルメディアやマスメディアを活用して情報発信の提案と発信等を行う。
- ③ 自殺に関するワンストップ窓口（健康課）と各種生きる支援に関する相談窓口を集約した周知（P.39：No44）
「生きるための支援 ワンストップ窓口(健康課)」を周知するとともに、生きる支援に関する様々な相談先を集約して周知する。当市では、さまざまな相談、どこに相談したらよいかかわからない相談等に対して、健康課がワンストップ窓口となり、まずは健康課へ相談することで適切な支援先へつないでいくことを周知する。

<ワンストップ窓口カード>


ひとりで悩まず
相談してください

**生きるための支援
〈ワンストップ窓口〉**

健康課 成人保健係

☎0574-66-1365

月～金 8:30～17:15（祝休日・年末年始は除く）
〒505-0010
美濃加茂市健康のまち一丁目2番地
みのかも健康プラザ内




厚生労働省
自殺対策にかかわる専門家ネットワーク
イラスト：船川 麗々

どこに相談したらいいかわからないとき。まずは**相談**。

生きるための支援
〈ワンストップ窓口〉 **健康課**

☎ 0574-66-1365



美濃加茂市HP

家族のこと、仕事のこと、生活のこと、健康のこと、
学校のこと、そのほかいろいろなこと
あなたの悩みを聞かせてください

心とからだ 疲れていませんか？

<input type="checkbox"/> 毎日の生活に充実感がない	<input type="checkbox"/> 食欲がない、または食べ過ぎる
<input type="checkbox"/> やる気が起らない	<input type="checkbox"/> 体のだるさが続いている
<input type="checkbox"/> 眠れない、夜中に目が覚める	<input type="checkbox"/> 消えてしまいたいと思うことがある

疲れた心とからだのSOSに気づくことが大切です。
ひとりで悩まずにまずは話してみませんか？

基本施策4 生きることへの促進要因の支援

「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因）を減らす取組として、自殺の原因・動機となりうることに對して、各種相談事業を充実させ、相談・支援を行います。また、地域における見守り活動を通じて、様々な課題を抱えた人を早期に発見し対応できる体制づくりを行っていきます。さらに、自死遺族やDV被害者など自殺リスクを抱える可能性のある人への支援も充実させていきます。

「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因）を増やすためには、自己肯定感、危機回避能力、信頼できる人間関係などを高めていく必要があります。生きがいづくりや居場所づくりなど推進していきます。

【主な取組内容】

「生きることの阻害要因」を減らす取組

① 総合相談（心と暮らしの相談窓口）（P.48：No105）

経済的困窮に関する相談に限らず、生きづらさを抱える方々へ伴走的にかかわりつつ、適宜、必要な支援関係機関との連携を図り、相談支援を実施する。

② こころの相談事業（P.44：No78）

不安や悩みのある人を対象に、精神保健福祉士との個別面談できる場として「こころの相談室」を開催する。

③ 多文化共生事業（P.41：No55）

外国人市民の困りごとに対し、市の外国人ワンストップ窓口及びNPO法人に委託している外国人生活相談窓口において、総合的な相談を受け付ける。

「生きることの促進要因」を増やす取組

① 生涯学習活動推進事業（文化会館も含む）（P.41：No60）

子どもから高齢者までの幅広い年代層の市民の学びの輪を広げたい、自らの知識や経験を還元したいと願う人が講師となり講座を企画しています。市民は興味のある講座を受講し、それぞれが得たい知識や経験を得ることができる。また、上質な音楽・文化を提供する。

② 市民大会（P.40：No54）

各種市民大会を開催し、市民の体力の向上と住民の親睦を図る。

③ 市民ミュージアム活動事業（P.41：No62）

市民参加の講座やイベントの参加により、社会との接点をつくり、生きる喜びを見出すことができる。

重点施策

重点施策1 勤労者への自殺対策の推進

本市の男性の自殺死亡率は、働き盛りの世代で全国よりも上回っているという現状から、勤労者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいをもって働き続けることができるよう、メンタルヘルスの向上に向けた取組を行います。商工会議所や労働基準監督署、企業と連携を図り、ゲートキーパー養成講座の実施、心身の健康保持や自殺予防に関する知識の普及を行うとともに、誰もが悩みを相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。また、関係機関と協力し、職場環境改善の促進や健康経営の推進を図ります。

【主な取組内容】

① 勤労者の自殺対策を検討する仕組みの構築（P.49：No113）

商工会議所や経営者協会等の中小企業に関係する会議において、現状を共有した上で、勤労者に対するメンタルヘルス対策について協議・検討し、具体的な取組につなげる。

② 里山（森林空間）活用事業（P.50：No115）

里山整備、森のオフィスなど、森林空間を活用した「里山の居場所づくり」を行う。

③ 教職員の働き方改革（P.51：No121）

教育委員会と校長会により教職員の働き方改革に向けての具体的な方策を検討する。

重点施策2 高齢者への自殺対策の推進

高齢者が孤立せず、健康で生き生きと生活するために、生きがいづくり、居場所づくり、介護予防など「生きることへの促進要因」を増やしていきます。問題を抱える高齢者やその家族を支援につなげられるよう地域の見守り等の強化を図り、相談体制の充実と関係機関の連携を行っていきます。また、「認知症カフェ」を開催するなど、家族や介護者等の支援者に対する支援も行っていきます。

【主な取組内容】

① 認知症カフェ（P.51：No125）

認知所の人や介護者、認知症に関心のある人が集い、日ごろの思いなどを話し、情報交換する場を提供する。

② 一般介護予防事業（P.52：No129）

地域での助け合い「互助」を醸成していく取組の強化を図りながら、支援の必要な高齢者を早期に把握し必要な支援へとつなげていくためのネットワーク構築を図ります。リハビリテーション専門職を活用した自主サークルへの講師派遣や、フレイル^{***}予防等の普及啓発教室等を開催します。

^{***}フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下がみられる状態をいう。

③ 地域包括支援センターの運営（P.51：No123）

高齢者の総合相談窓口の設置及び実態把握、権利擁護支援、介護予防の推進等を行います。

重点施策3 生活困窮者への自殺対策の推進

本市においては、男性の青壮年期の無職者の自殺率が高くなっています。

生活困窮者は、経済・生活問題だけでなく、就労や健康の問題、地域における孤立や人間関係の破綻、社会との接点の欠如など複合的な問題を抱えていることが少なくありません。行政だけでなく、民間の関係機関や民生委員等地域の支援者などが連携し、包括的な支援を行います。

【主な取組内容】

① 生活困窮者自立支援事業（P.52：No133）

生活困窮者自立支援法に基づき、現に生活に困窮している者、今後困窮する恐れがある者に対し、伴走型の支援を行い、対象者の主体的な自立を図る。

② 納税相談（P.54：No145）

市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税）の納付に関する相談を行い、生活の困り事に対しては適切な部署につなぐ。

③ 就学援助費と特別支援教育就学奨励費支給（P.54：No146）

経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、給食費・学用品費等を補助する。

重点施策4 子ども・若者への自殺対策の推進

人口動態統計によると全国の子どもの自殺者数は増加傾向にあります。子どもから40歳未満の若年層については、成長とともにライフスタイルが大きく変化する時期となり、環境等の変化によりストレスを抱え精神的な不調に至ることもあります。そのため、各ライフステージ、状況に応じた悩みに対応できるよう、教育関係者や行政、関係機関が連携しながら相談対応していきます。また、小学生、中学生には「いのちの授業」や「SOSの出し方教室」を実施し、自分自身がかけがえのない存在であることを知るとともに、悩んだ時には相談することの大切さを伝えていきます。

さらに、生きがい・居場所づくりや子育て支援等にも取り組んでいきます。

【主な取組内容】

① 児童生徒のSOSの出し方に関する教育（P.58：No173）

児童生徒が精神的に強いストレスを受けた際に一人で抱え込むことなく、身近な大人や先生に相談したり、様々な地域の支援を利用したりするなどの対応する力を身に付けるための教育を行う。

② 1人1台端末を活用したSOS発信事業「ここタン」（P.58：No172）

児童生徒がタブレット端末を使ってSOSを発信することで、教師が早期に児童生徒のSOSや心の変化に気づき対応することができる。また、児童生徒の援助希求的態度の育成を促す。

③ こども家庭センター（P.58：No174）

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。

重点施策5 女性への自殺対策の推進

人口動態統計によると、令和元年以降、女性の自殺者数は増加傾向にあります。周産期におけるこころの健康やDV問題など、女性のライフイベントやライフステージに応じた悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて関係機関と連携し支援を行っていきます。また、女性が生き生きと自分らしく生きる支援も行っていきます。

【主な取組内容】

- ① 妊娠期の母子保健事業（母子健康手帳交付・妊婦健康診査事業・マタニティコール・マタニティクラス・プレママ安心交流会等）（P.59：No178）
- ② 産後の母子保健事業（出産おめでとうコール、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳児訪問、産後ケア、にじいろ面談）（P.59：No179）

母子健康手帳交付と妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健康診査受診券の発行を行う。すべての妊婦と保健師が面接し、各種相談事業やサービスを紹介する。妊娠初期から精神的不安や悩みなど対応し、安心して出産を迎えられるよう支援する。出産後には電話や訪問を行い、母子の様子を確認し、困り事や心配事などの相談への対応や、健診や予防接種等の案内を行う。

妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談できる場所として、保健師、保育士、助産師による相談や面談を行い、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を行う。

- ③ みのかも女性活躍支援センター事業（P.58：No176）

総合戦略「カミーノ」に掲げる「女性の夢が叶えられるまち」の実現のために、女性の就労や地域参加等を継続的に支援する女性活躍支援センター（リオラ）を開設・運営する。

- ④ きずなメール（P.59：No181）

LINE を通じて妊娠期、子育て期の月齢に応じた役立つ情報と、子育てに関する情報を発信することで、育児不安の軽減と地域とのつながりを作っていく。

第5章 評価指標一覧

【評価指標】

評価指標	現状(年度)	目標	出典
実務者による支援会議の実施回数	27回(R4)	年12回以上	健康課集計
ゲートキーパー養成講座実施回数	4回(R4) 290人(R4)	年2回	健康課集計
市内企業・外部団体への出前講座実施回数(ゲートキーパー養成講座)	17団体(R1~R4)	年2回	健康課集計
困ったときに相談する人や機関(場所)があることを知っている児童生徒の割合(%)	92.8%(児童生徒へのアンケート調査) (R4)	100%	学校教育課 アンケート集計
自殺未遂者について関係機関との情報連携回数	-(新計画からの新指標)	年5回	健康課集計

【最終評価指標】

評価指標	現状(年度)	目標(R11年度)	出典
自殺者数	10人(H30)	6人以下	人口動態統計
満・悩み・苦勞などのストレスがまったく解消できていない人の減少	7.0%(R5)	7.0%以下	健康についてのアンケート調査
悩み相談窓口を知らない人の減少	49.6%(R5)	30.0%以下	健康についてのアンケート調査
ゲートキーパーについて知っている人の増加	19.1%(R5)	50.0%以上	健康についてのアンケート調査
相談窓口「生きるための支援 ワンストップ窓口健康課」を認知している人の増加	11.3%(R5)	50.0%以上	健康についてのアンケート調査

第6章 事業一覧

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
基本施策1 地域におけるネットワークの強化				
1	定住自立圏構想に関する事務	みのかも定住自立圏の中心市として、加茂郡の各町村と1対1で協定を結び、圏域として目指すべき将来像の実現を目指し、共生ビジョンを策定し、事業を推進する。	企画課	共生ビジョンの中に、自殺対策についても言及することにより、自殺対策を進める上での基盤の整備強化を図りやすくなる。
2	市民活動サポートセンター事業	市民活動を行う団体・個人を対象に、地域課題などについて対話するワークショップや講座を開催する。	まちづくり課	地域の課題として自殺問題を取り上げることで、団体や個人が連携して自殺対策を推進するための基盤づくりとなり得る。
3	健康づくり推進協議会 自殺対策部会	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例に基づく、附属機関で、市民の健康づくりの推進のために設置した、保健、医療及び福祉関係者、公募による市民から成る協議会において自殺対策部会を開催する。	健康課	健康増進計画により、市民の健康増進が図られることで、自殺原因の一つである健康不安の軽減につながる。 健康増進計画に連動して自殺対策計画を策定する。 各分野の委員からの意見を得る場、また委員を通じた普及啓発の場とする。
4	自殺対策計画・健康増進計画策定	令和5年度に、計画を策定し、令和6年度より、計画を推進していく。	健康課	地域自殺実態プロフィールや意識調査などを踏まえて、本市の実態に即し計画策定を行う。既存の事業と自殺対策との関連を把握し、全庁的に自殺対策に取り組むとともに、関係機関との連携体制を築く。
5	障がい福祉計画策定・管理事業	障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う。	福祉課	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
6	障がい者総合支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築する。	福祉課	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。
7	権利擁護の仕組みづくり	中核機関等設置にむけた協議会等を開催し、関係機関とのネットワークを構築する。	福祉課	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。
8	社会福祉協議会補助金	地域福祉の担い手である美濃加茂市社会福祉協議会の活動を補助する。	福祉課	地域福祉専門員による、地域福祉活動計画に基づく地域福祉事業を実施することで地域資源の創出や地区社会福祉協議会の活動を活性化させ、地域の包括的な自殺抑止力の向上を図る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
9	みのかも防犯まちづくり推進計画「地域育みプロジェクト」	高齢者世帯への声かけやあいさつ運動を通じてご近所のつながりを強化し、困った時には助け合える温かいまちづくりを進めることにより、地域の防犯力を高める。	防災安全課	自殺対策は、自殺に追い込まれない地域社会の構築を目指すものであり、地域住民の生命と暮らしを守るという点において、セーフコミュニティの理念につながるものである。また、声かけや啓発活動の中で命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報も、各種相談先一覧表へ加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知に寄与し得る。
10	みのかも防犯まちづくり推進計画「犯罪防止のまちづくりプロジェクト」	地域内の、落書き、放置されたごみや自転車などを早期に処理するとともにのぼり旗や看板を設置し、犯罪の発生が抑制されるような明るいまちづくりを進める。	防災安全課	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として、推進員が活動中に得た情報を活用できる可能性がある。
11	地域防災計画に関すること	各種防災対策計画を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡を取り、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	防災安全課	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われている。地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策などにつき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。
12	第6次総合計画策定事業	2020年度からスタートした美濃加茂市新総合計画の策定及び調整を行う。	企画課	各課個別計画を網羅する。
13	重層的支援体制整備事業による庁内外の分野横断的な連携協働	重層的支援体制整備事業による分野横断的な連携協働基盤を通じ、住民の「生きることへの支援」につながる職員同士の相互支援体制の構築を図る。	福祉課	複合的な課題を抱える個人及び世帯に対する支援方法等を検討するために「支援会議」を実施し、多職種及び多機関による包括的な支援を提供する。
14	発達支援センターによる学校との連携協働	発達支援センターによる教育との連携強化を図り、児童生徒・保護者及び教員の後方的かつ側面的支援体制を通じて、生きづらさを抱えるリスクの発生確率の軽減に繋がるチーム支援を実施する。	福祉課	学校及び保護者のSOSを受け止めつつ、教育関係者及び福祉・保健・医療関係者の協働による支援を提供するために「家族を支える連携会議」を実施する。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成				
15	更生保護活動支援事業	犯罪のない明るい社会づくりのため、保護司会及び更生保護女性会等の活動を支援し、連携して啓発活動を行う。	福祉課	保護司会及び更生保護女性会等の研修時に、自殺対策に関連する情報提供や、相談先の情報を掲載したちらし等を配布することで、保護司が適切な支援先へとつなぐ対応が取れる可能性がある。ゲートキーパーの養成講座への参加を促す。保護司が福祉的ニーズを抱える住民と関わり、犯罪を犯した人や非行少年等が、地域の中で役割を実感できることが、社会的孤立の防止及び再犯防止となり、結果的に自殺予防に繋がっていく。
16	青少年健全育成推進事業(子ども会)	市子ども会:未来を担う、心豊かでたくましい子どもを育むため、また地域で子どもたちを見守り育てていく。	ひとづくり課	子ども会役員が集まる会議・研修会において青少年の自殺についての現状や対策、自殺対策に向けての取組を学ぶ機会を設け、自殺対策について理解を深めてもらう。
17	青少年健全育成推進事業(少年センター)	青少年の非行防止、健全育成を図る。 定期巡回補導(年約90回) 花火大会時の特別補導(年1回) 定期的な情報交換・資質向上(班長会・全体会:年3回、研修会:年1回)	ひとづくり課	一見すると「非行」と思われる行動が、青少年にとってのSOSである場合もある。補導委員があつまる会議・研修会において青少年の自殺についての現状や対策、自殺対策に向けての取組を学ぶ機会を設け、自殺対策について理解を深めてもらう。
18	MT夢クラブ	美濃加茂市と富加町を拠点とする総合型地域スポーツクラブであり、スポーツクラブと文化クラブなど、現在では50団体程度が構成団体となっている。	スポーツ振興課	MT夢クラブ加盟団体構成員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知ることができ、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。
19	ゲートキーパー養成講座事業	職員・関係団体・市民等に向けて講座を開催する。	健康課	ゲートキーパー養成講座を通じて、自殺対策について周知を行う。また、多くの人々がゲートキーパーの視点を持つことで、気づき役となり、必要な支援につながることが、自殺の予防につながると考えられる。
20	食生活改善連絡協議会	市民を対象に料理教室の開催、塩分濃度測定(訪問)等の実施、市が実施する健康づくりに関する事業への協力、定例研修会への参加を行う。	健康課	食生活改善推進員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、地域の気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。食生活改善推進員の研修会で、こころの健康づくりに関する情報を発信することで、市民への啓発の機会になり得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
21	献血、骨髄移植ドナー登録推進事業	県・岐阜県赤十字血液センター・事業所等と協働して献血事業を行う。また、骨髄移植ドナー登録者の増加を図るため、ドナー及び雇用事業所に対して助成金を交付する。	健康課	自殺の原因の一つに、病気がある。市内事業所・イベント等で献血や骨髄移植ドナー登録を行い、登録者数増加を推進することで、がんや血液の病気で苦しむ人たちの生きる確率が高くなり、希望へとつながる。また、相談窓口の紹介など自殺対策についての啓発の場ともなる。
22	民生児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員の活動を補助し、地域福祉の充実を図る。	福祉課	地域の情報を詳細に把握する民生委員・児童委員の活動を補助し、地域住民の身近な相談者を確保することで自殺に対する一定の抑止力となる。ゲートキーパーの養成講座についても今後実施していくことを検討する。
23	訪問入浴事業	重度の心身障害者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	福祉課	訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、障害者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。
24	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	福祉課	センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。
25	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	福祉課	センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
26	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務を行う。	福祉課	各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。相談員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
27	手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	福祉課	手話奉仕員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
28	手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	福祉課	通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
29	手話通訳者設置事業	重度聴覚障害者の各種行政手続き、生活相談等に応じ、適切な助言、指導を行う。	福祉課	福祉相談員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等、福祉相談員がつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
30	教育相談適応指導教室事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置する。 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施する。	学校教育課	適応指導教室の指導員にゲートキーパー養成講座及び、いじめ・問題行動等の教育相談に関わる研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。 不登校児童生徒の保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
31	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	いじめ・問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、教職員研修を充実させる。	学校教育課	いじめ・問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 教職員向け研修中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。 研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。また、虐待についてアンテナを高くし、組織として対応していくことを徹底していく。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
32	運動普及推進員に関する事業	「ウォークみのかも」等健康づくり活動への協力、市内のウォーキングコースの作成、運動習慣の普及啓発を行い、市民の健康の保持増進を図る。	健康課	ウォーキングは、ストレス発散や程よい疲労で良眠につながる等、こころの健康増進につながる良い効果がある。運動普及推進員が、市民が歩きたいと思えるようなウォーキングコースを作成したり、運動の普及啓発を行うことは、市民のこころの健康づくりの推進にもなり得る。
33	庁内案内業務等委託事業	総合案内として庁内の案内、安全管理、清掃業務を業者委託する。	総務課	どこに相談したらよいか迷っている人が訪ねてくることも少なくない。ゲートキーパーとして対応することで、気づき役、つなぎ役としての役割を担う。
34	スポーツ関係団体の活動に関すること(市スポーツ推進委員、市スポーツ少年団、市体育委員、市スポーツ協会、MT夢クラブ)	スポーツ振興の推進役であり、各役割に応じたスポーツの普及推進を図る。	スポーツ振興課	関係者にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、各団体の活動を通じて地域で悩みを抱える人を関係機関につなぐ役割を担うことができる。
35	母子保健推進員活動	健診・相談事業の助務、教室の託児など事業の補助を行う。また、出産おめでとうコール・こんにちは赤ちゃん訪問事業等、産後の母親と保健センターとの顔繋ぎを行う。	健康課	出産おめでとうコール・こんにちは赤ちゃん訪問を通して、育児に対する困り感の出る前から、産後一ヶ月頃の母子と保健センターとの繋がりが構築できる。ゲートキーパー養成講座を受講した母子保健推進員が積極的に関わることで、問題の早期発見や、産後うつや自殺に至る前に保健センターへ相談するという選択肢を市民に提示することができ、自殺対策につながる。
基本施策3 住民への啓発と周知				
36	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会を目指し、定住圏域8市町村で共同して講演会等を開催し、広く男女共同参画を周知する。	ひとづくり課	男女共同参画計画及びDV対策基本計画のテーマに則したものがあれば、資料の配布やブースの展示等の連携ができる。
37	人権教育・啓発事業	人権擁護委員会活動を支援するとともに、人権に対する正しい理解と認識を持てるよう連携して啓発活動を行う。	ひとづくり課	講演会等の啓発事業を機会として捉えることができる。
38	いじめ防止教育事業所	いじめ問題に関わる関係機関及び団体が、いじめ防止の方針の審議や見直し及び関係団体の連絡調整を図る。	秘書広報課	いじめ防止協力事業所等に協力していただいている事業所に相談先の情報を掲載したチラシ等を配布することで、適切な支援先へとつなぐ対応が取れる可能性がある。
39	自治会活動推進事業	自治会活動への支援を行う。	まちづくり課	自治会の会議や研修会で自殺対策に対する講演や啓発を行うことで、地域として何ができるかを主体的に考えてもらう機会をつくる。コミュニティを強化し、顔の見える関係性を広げていき、地域課題が解決される土壌づくりを目指す。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
40	まちづくり協議会事業	まちづくり協議会活動への支援を行う。	まちづくり課	まちづくり協議会の会議や研修会で自殺対策に対する講演や啓発を行うことで、地域として何ができるかを主体的に考え、地域の課題解決に繋げられるよう支援する。まちづくり協議会の事業が地域内のコミュニケーションや助け合いにつながっていることから、他のまちづくり協議会の事例を共有できる機会を設ける。
41	図書館利用促進事業(展示)	図書館の本を使った企画展示を行う。	ひとり課(図書館)	自殺対策強化月間など、自殺の理解や、自殺を防ぐための手段など考える展示を行う。
42	青少年健全育成推進事業(青少年市民会議)	「大人が変われば子どもも変わる」を活動テーマに、青少年の健全育成活動や非行防止活動について積極的に取り組む。少年の主張大会、街頭啓発活動、標語、子どもをたくましく育てるつどい、皆勤賞など行う。	ひとり課	「ともだち」や「思いやり」など、前向きな言葉をテーマに標語を募集し、事業を展開する。推進委員があつまる会議・研修会において青少年の自殺についての現状や対策、自殺対策に向けての取組を学ぶ機会を設け、自殺対策について理解を深めてもらう。
43	施設管理業務	体育施設の施設管理業務全般を担っている。	スポーツ振興課	体育施設に自殺対策関連のリーフレット配置やポスター掲示等により、問題啓発や情報提供の場として活用できる。
44	自殺に関するワンストップ窓口(健康課)と各種生きる支援に関する相談窓口を集約した周知	自殺に関するワンストップ窓口(健康課)を周知するとともに、生きる支援に関する様々な相談先を集約して周知する。	健康課	どこに相談したらいいか迷っている人や複合的な悩みを抱える人がワンストップ窓口(健康課)に相談することで、適切な支援につながるができる。また、相談先を周知により、相談先を知っておくことは、安心して生活できることにつながる。
45	栄養教室	食生活改善推進員の養成や健康づくりを目的として開催している。栄養士・保健師・歯科衛生士等が講師となり、調理実習も含む、栄養改善を主とした健康づくりに関する講義を実施する。	健康課	自分自身の健康について振り返り、健康への意識を高めてもらうことができる。また、こころの健康に関する内容も講義に取り入れることにより、自殺対策の啓発の機会となり得る。
46	都市公園管理事務	公園を安全に快適な憩いの場として利用できるよう、清掃、施設の改修、保守点検を行う。	土木課	公園での夜間の巡回を強化し、事案発生を防ぐ。巡回を実施中であるため、事業を継続する。
47	ふるさと納税返礼品による見守りサービス等提供業務	ふるさと納税の返礼品として、見守りサービス事業を提供する。	商工観光課	ふるさと納税の制度を利用した取組として、自殺対策の観点から見守りサービス(状況確認や話し相手)の事業を行う事業者を登録する。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
48	住民基本台帳事務	住民基本台帳及び印鑑登録事務の適正な管理のため、住民のプライバシーの保護を図るとともに、住民の異動届の受付及び異動処理、印鑑登録申請の受付、住民票等の写し等諸証明書の交付を行う。	市民課	転入等で支援が必要な人を把握し、必要な窓口を案内することで、安心して相談できるようにする。また、転入された方にお渡ししている「転入セット」等、窓口で直接配布している書類とともに、自殺対策の啓発として各種相談や支援に関する情報のチラシを配布する。
49	広報事業	自殺対策の情報発信として、広報誌の編集と発行、ソーシャルメディアやマスメディアを活用して情報発信の提案と発信等を行う。	秘書広報課	自殺対策に関する広報活動への助言及び提案を行い、より効果的な啓発へとつなげる。
50	学校図書館に関わる事務	学校図書館司書を配置し、学校図書館の活用を図る。	学校教育課	学校の図書館スペースを利用し、11月の人権週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。
51	地域・家庭教育推進事業	PTA に対する研修会を実施する。	学校教育課	研修会等でいじめ・自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どものいじめ・自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。
52	情報公開	情報コーナーによる情報発信・啓発を行う。	総務課	情報コーナーに相談機関等のパンフレット等を配架し、支援対象者や一般市民に対する啓発を行う。
53	スポーツイベント(ウォーキングイベント事業、みのかもハーフマラソン大会、ちゅうたいクラブ)	ウォーキング事業やハーフマラソン大会の実施、プラザちゅうたいで各年齢層を対象とした教室を開設する。	スポーツ振興課	自殺対策(生きることの包括的な支援)に関する情報を掲載したリーフレットを配布することで、住民に対する啓発の機会になり得る。
基本施策4 生きることへの促進要因の支援				
54	市民大会	各種市民大会を開催し、市民の体力の向上と住民の親睦を図る。現在、バレーボール、バドミントン、陸上、卓球、ソフトバレーボール、軟式野球、レディースソフトボール、ミニテニスを開催している。	スポーツ振興課	大会に参加し、参加者同士のコミュニケーションを取ることで地域の連帯を深めるとともに、運動を行うことによりこころの健康や生きがいにつながり、生きることへの助力となる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
55	多文化共生事業	外国人市民の困りごとに対し、市の外国人ワンストップ相談窓口及びNPO法人に委託している外国人生活相談窓口において、総合的な相談を受け付ける。	まちづくり課	外国人市民の生活の中で生じる日本語の壁、日本独自の制度や文化の壁などによる問題に対して、市のワンストップ窓口では行政手続きの支援を、生活相談窓口では行政手続き以外の生活支援を実施し、外国人市民が不安を抱えたまま孤立することを防ぐ。複合的な問題を抱え心のケアを要する相談者は保健センターや医療機関などの専門機関へつなぎ、自殺リスクの低減へつなげる。
56	古民家活用事業	古民家を活用して地域の魅力を発信する。	まちづくり課	古民家を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、利用者に対する情報提供の場として活用し得る。
57	図書館利用促進事業(ブックスタート)	図書館運営全般にわたる。図書館に関連する研修やイベントを開催して利用しやすい図書館を目指す。ブックスタートに始まり、6ヶ月育児相談、すくすく発達教室と絵本を使って、母子のふれあいを推奨している。	ひとづくり課(図書館)	愛されているという体験をたくさんして、自己肯定感を強くする。不安があってものりこえられる強い子になる、読み聞かせにそのような効果があることを伝える。
58	中央・東図書館施設管理事業	施設を良好な状態に保ち、市民及び利用者が快適に利用できるよう維持管理をし、居場所作りを行う。	ひとづくり課(図書館)	啓発ポスターなど掲示する。相談窓口などのステッカーなどがあれば、トイレの鏡に貼っておく。学校がある時間に、子どもだけの来館があったら見守る。
59	図書館利用促進事業	本を購入する。	ひとづくり課(図書館)	心が晴れるような人生訓の本、自殺の現状を知る本など選書理由に加える。
60	生涯学習活動推進事業(文化会館も含む)	子どもから高齢者までの幅広い年代層の市民の学びの輪を広げたい、自らの知識や経験を還元したいと願う人が講師となり講座を企画。市民は興味のある講座を受講し、それぞれが得たい知識や経験を得る。また、上質な音楽・文化を提供する。	ひとづくり課	出前講座や市民企画講座の受講によって生活が楽しくなったり、何もしていなかった時間が講座によって充実したりするということをアピールし、講座を受講してもらう。芸術を鑑賞する場、また趣味としての取組を舞台から伝える場を提供する。そうすることで、受講者は1人の時間が減り、自殺対策につながる。
61	生涯学習センター(牧野交流センターを含む)施設維持管理事業	生涯学習センター等の維持管理を行う。	ひとづくり課	生涯学習センター(牧野交流センターや文化会館等を含む)を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。
62	市民ミュージアム活動事業	市民参加の講座やイベントを開催する。	文化振興課	講座やイベントへの参加により、社会との接点の育成や孤立化を解消することができる。講座やイベントから生きる喜びを見出すことが期待できる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
63	展示事業	資料収集、調査研究により蓄積された情報を展覧する。	文化振興課	企画展の鑑賞により社会との接点の育成や孤立化を解消することができる。芸術や文化に親しむことから生きる喜びを見出すことが期待できる。
64	文化の森事務	博物館や美術館及び学習施設としての管理・運営に伴う一般事務を行う。	文化振興課	情報コーナーに催物の案内や生きがいづくりにつながる書籍を設置し、情報提供の場とする。文化の森へ来館することによる社会との接点や居場所を提供することができる。
65	畜犬登録等に関すること(犬に関する苦情処理に関すること)	犬に関する苦情に対応する。管轄保健所と協力し、飼い方指導に同行し、畜犬登録の促進と年一度の狂犬病予防注射接種の啓発を図る。	環境課	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。犬に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で、の有益な情報源として活用できる可能性がある。
66	地域資源集団回収事業奨励金	市民団体・事業所による資源集団回収活動を奨励する。	環境課	市民団体等が開催する資源回収拠点でスタッフとして参加することにより、社会参加を促し、孤独感の払拭につながり得る。
67	環境基本計画推進事業(環境教育)	環境保全のため、講座等を開催し、世代を越えた継続的な行動や活動を行えるような知識を身に付ける。	環境課	世代を超えた活動に参加することにより、社会参加を促し、孤独感の払拭につながり得る。
68	健康フェスティバル	健康フェスティバルを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について住民の関心を喚起する。	健康課	自殺対策についても周知の場となる。また、体組成測定や血管年齢測定、健診(検診)の必要性についての呼びかけ等は健康の意識を高めるきっかけとなり、生きることへの促進につながる。
69	休日急患診療事業 24時間電話相談事業	休日(日・祝日)の急病患者に対する応急診療を実施する。また、24時間、身体的または精神的な悩みを抱える人に対して電話相談を行う。	健康課	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えている場合もあることが想定される。必要な支援先につながる等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。また、電話相談により話をすることで、精神的不安定につながり、自殺の予防につながる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
70	乳児期の母子保健事業(6~7か月児育児相談、9~10か月児すくすく相談、育児支援家庭訪問等)	乳児とその保護者を対象に各種教室を開催し、子どもの発育・発達の確認や育児相談・発達支援などを実施する。	健康課	乳児期早期から保健師等が関わり、育児中の悩み等の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導等の支援を行うことで、保護者の育児不安のリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。 保健師が中心になるが、栄養士・歯科衛生士・言語訓練指導員・母子保健推進員・育児支援家庭訪問員など多職種の視点から保護者の心身の不調を早期発見し、必要時関係機関につなげる等、自殺予防やその対応の強化を図ることができる。
71	幼児期の母子保健事業(1歳にこにこ相談、2歳歯みがき教室、ぱくぱく食育教室、なかよし教室等)	幼児とその保護者を対象に各種教室を開催し、子どもの発育・発達の確認や育児相談等を実施する。	健康課	保護者の育児不安や育児ストレス等からの虐待や自殺予防のために、必要時は関係機関(子育て支援課、福祉課、学校教育課、療育施設等)へとつなぐ等の対応を取ることは包括的な支援となり、生きることの阻害要因の軽減へとつながる。
72	母子保健相談事業(子ども心理相談、ことばの相談、多胎家庭支援)	子どもの発達・発育に関する各種相談会を開催し、子どもの特性に合った育児ができるように支援すると同時に、保護者の不安や悩みの軽減の機会ともする。	健康課	子どもの発達に関して専門家(臨床心理士、言語訓練指導員、保健師、歯科衛生士、栄養士等)が相談に応じることで、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 多胎児の直接的な支援とともに、多胎ネットと連携して、保護者の繋がりを作ることは育児不安の軽減となる。 保護者の育児不安からの虐待や自殺予防のために、必要時は関係機関(子育て支援課、福祉課、学校教育課、療育施設等)へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。
73	予防接種事業	予防接種法に基づき定期予防接種を実施したり、養育者に対して予防接種に関する知識の普及・啓発を行う。	健康課	予防接種対象者の接種率を高めることや感染症とその予防に関する知識の普及啓発を行うことは、市民全体の生命を守ることにつながる。また、医療機関で予防接種を受けてもらうことは健康意識につなげていく機会となり、生きることへの促進要因ともなり得る。
74	感染症対策事業	感染症予防のための注意喚起や指導、発生動向の把握等を行う。結核予防法に基づき、結核検診を実施する。また、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、災害時の感染症予防活動などを行う。	健康課	各種感染症の予防や発生時に迅速な感染拡大防止策をとること等は、市民の安心につながり、また、市民全体の生命を守ることにともつながり生きる支援となる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
75	出前講座	市民からの要望に合わせて、生活習慣病・予防歯科・栄養等、健康づくり、心の健康づくりに関する講話を専門職が地域に出向いて実施する。	健康課	正しい知識を習得することで適切な医療やサービスを受けることにつながったり、健康に関する不安の軽減や解消、生きがいを持つことへもつながり得る。自殺対策についての周知の場ともなり、講座を受けた人が気づき役、つなぎ役を担うことができることで自殺対策にもつながる。
76	成人健康診査に関する業務	がんの早期発見と早期治療へとつなげる。対象年齢となる人へがん検診を実施し、検診の結果を郵送で通知する。有所見者には所見の内容に応じて医療機関受診案内を同封する。要精密検査となった方で、精密検査未受診者に対しては、受診勧奨を郵送・電話で行う。	健康課	定期的のがん検診を受けることは、健康の保持増進にもつながり生きることへの促進要因の支援となり得る。また、検診会場での問診や相談などを通して、健康に関すること以外の悩みや不安などを把握することもあり、必要時には適切な相談機関へとつなぐこともでき、生きることへの阻害要因を軽減することにもつながる。
77	特定健康診査・おたっしや健診	対象となる人へ健康診査(特定健康診査・おたっしや健診)を実施する。	国保年金課 健康課	病気を早期に発見し治療を行うことや、健康を維持していくための確認として健診を受けることは、健康の増進につながり、生きることへの促進要因となる。また、受診医療機関での健診結果説明時に、健康相談会のチラシを配布してもらい、健康課が相談場所の一つとして認識してもらうことは、生きることへの支援にもつながり得る。
78	こころの相談事業	不安や悩みのある人を対象に、精神保健福祉士との個別相談できる場として「こころの相談室」を開催する。	健康課	こころの悩みは、様々な要因が絡み合って起きている。専門家との相談を通してどこに要因があるのかを見つけ、適切な窓口へとつなぐことで、うつ病への移行を予防し、自殺リスクを軽減することができる。
79	健康教育	生活習慣改善や生活習慣病発症予防を目的として、健診結果が気になる人やその家族などを対象に疾患別の健康教育を実施する。	健康課	健康問題は、自殺に追いつめられる要因の一つと言われている。生活習慣を見直し生活習慣病の発症予防を行うことで、健康に関する不安の軽減と健康増進を図ることは、生きることへの促進につながり得る。
80	健康相談会	健康に関する相談会を開催することで、生活習慣を見直す機会とし、疾病の予防や健康の維持・増進を図る。ヘルステックセンターを利用し、日頃から健康チェックする方法の一つとして周知する。	健康課	健康問題は自殺の背景にある要因の一つとして考えられている。個別で相談を受けることで、健康以外の悩みや不安を把握することも可能であり、適切な窓口へとつなぐきっかけにもなり得る。 ヘルステックセンターの利用により、健康意識を高めることができ、生きることへの促進につながる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
81	難病に関すること	難病に関する相談・普及啓発を行う。主に健康課では、疾患に関する相談・啓発を担う。福祉サービスの利用については福祉課、医療等受給者証については保健所が担当しており、必要な部署につなぎ、連携して支援する。	健康課	健康問題は自殺の背景にある危機経路(要因)の一つとして考えられるが、特に、難病については、疾患や日常生活、将来への不安を持つ者も多く、また、個別性が高いため、個別に相談を受けることで、不安の軽減を図ることが、自殺対策につながる。難病については、医療機関、福祉課、保健所が、医療・福祉サービスの提供や医療費支援を行う等、それぞれの役割を担うため、各窓口が連携し適切な支援の窓口につなぐことは、生きる支援につながる。難病に関する啓発を行い、地域住民の疾患の理解が広がることで、当事者がより生きやすい地域となり、生きる支援へとつながり得る。
82	食生活改善に関する こと・栄養指導	健康相談会や健診、訪問等で子どもから高齢者まで対象者に応じた栄養指導を実施する。また、各種イベントでの啓発活動・料理教室・出前講座等を通して、市民の食生活の改善を図り、食を通じた健康づくりの支援を行う。	健康課	食に関する事業を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し適切な相談窓口につなぐ機会となり得る。
83	乳幼児健康診査事業	乳児・1歳6カ月児・3歳児の健康診査を実施。問診、弱視検査(3歳児健診のみ)、身体計測、内科健診、歯科健診(乳児健診除く)、集団指導、個別指導を行う。保健センターでの集団健診を各健診で月2回開催する。未受診者には、電話や訪問にて受診勧奨し、親子の状況を確認する。	健康課	健診時の親子の様子から、悩みや不安を抱える等、支援が必要と思われる家庭には、健診後も電話や訪問によるフォローを継続することで、悩みや不安等の深刻化効果を防ぎ、自殺リスクの軽減へとつなげることができる。子育て支援課と連携しながら、保護者や家族の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺予防やその対応の強化を図ることができる。
84	データヘルス計画	医療費や健診結果の分析をもとに国民健康保険加入者の健康状態を把握し、健康課題を明確にして保健事業を実施する。平成35年までの計画で以下の4事業を実施する。 1特定健康診査未受診者対策事業 2特定保健指導強化事業 3糖尿病性腎症重症化予防プログラム 4特定健診における要受診者への受診状況確認及び受診勧奨事業	国保年金課	データヘルス計画を推進することで、国民健康保険加入者の健康を増進し、疾病の重症化を予防することで、健康不安からくる自殺原因の軽減になる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
85	歯科健診事業	2歳児歯みがき教室(歯科健診、集団指導、個別指導、フッ化物塗布)、幼児期の歯科疾患予防、口腔の健全な発育、発達支援のために歯科健診、歯科保健指導、予防処置を行う。 成人には、歯周病検診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問口腔健診を実施している。	健康課	幼児期の口腔の状態は、虐待や貧困等生活環境を反映していることが少なくないため家庭の生活状況や抱える問題を把握する機会となる。支援等各種施策が必要となる場合、関係機関と連携し、幼児だけでなく養育者を含めた支援を展開できる可能性がある。 歯周病を予防することは生活習慣病の予防にもつながる。また、食べることは楽しみでもあり、健康で、食べる楽しみがあることは生きることへの促進につながる。
86	災害救急医療マニュアル等作成・更新業務	災害時の保健・医療体制を計画やマニュアルとして作成し、随時更新する。	健康課	災害時医療計画等に災害時のメンタルヘルスの重要性を盛り込み、被災者のメンタルヘルス対策を推進する。
87	死亡届に伴う事務	被保険者の死亡に対し、喪主の方に葬祭費を支給する。 死亡に関わる年金事務を行う。	国保年金課	葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。
88	総合福祉会館事務	総合福祉会館の指定管理事務により、高齢者、障害者、母子家庭、父子家庭等の市民福祉の増進を図る。	福祉課	利用者同士のコミュニケーションを持てる場を維持することにより、人同士のつながりの力が自殺を思いとどまる一因となる。
89	障がい児支援に関する事務	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、障がい児相談支援を行う。	福祉課	障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
90	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付を行う。	福祉課	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
91	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。	福祉課	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。
92	日中一時支援事業	障がい者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	福祉課	デイサービスの機会を活用し、障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置づけ得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
93	保育園等での保育の実施	保育園(公私)、認定こども園(公私)等による保育、育児相談を実施する。 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に対応する。	こども未来課	児童を通じ保護者との関わりから、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士や職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
94	児童発達支援センター「カナリヤの家」での相談事業	発達など障がいのある乳幼児とその保護者からの相談に対応し、乳幼児の発達支援を行う。	子育て支援課	障がいのある乳幼児を育てている家族は、日常生活の中で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクが高いと考える。支援対象児保護者が安心して話ができて、また相談ができる場を保証していく。
95	子育て支援事業	地域における子育て支援施設(サンサンルーム、ほたるの広場等)において、子育て相談やサークル活動などを通じて子育てしやすい環境整備を行う。	子育て支援課	遊びにきている親子の様子や相談から、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
96	児童館事業	乳幼児から高校生までの児童と地域の方と交流を通じて、子育て相談や児童の健全育成や情操を豊かにする。	こども未来課	来館する親子、児童の様子や相談から、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
97	配偶者暴力(DV)対応事業	配偶者等からの暴力の相談及び被害者の保護を行う。	福祉課	配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
98	一時預かり事業	保護者が週3日程度のパート勤務、通院、冠婚葬祭、心身の負担軽減などの理由により、家庭で保育が出来ない場合に、一時的に保育園等で乳幼児を預かる。	子育て支援課	乳幼児を預かる際の保護者との受け渡し時などの関わりを通して、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
99	病児保育事業	乳幼児が風邪などの疾病にかかり、保育園等には登園できる容体ではないが、当面症状の急変が認められない場合に、その病気が完全に治癒するまでの間、専門的に乳幼児を預かる。	子育て支援課	乳幼児を預かる際の保護者との受け渡し時などの関わりを通して、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
100	消費生活相談	消費生活相談、情報提供、関係機関との連絡調整を行う。 消費生活トラブルの未然防止のための啓発、教育を実施する。	商工観光課	消費生活相談者は、付帯して生活困窮や家族、孤独などの問題を抱えている場合もあり、自殺リスク傾向のある相談者の早期発見に寄与し得る。 消費生活以外の悩み事も、適切な相談窓口へ誘導することで、包括的な問題解決のきっかけを創出する。
101	かわまちづくり整備事業	中之島公園[リバーポートパーク美濃加茂]を中心とした木曽川周辺の整備を行う。	土木課	地域交流や健康増進の拠点となる「リバーポートパーク美濃加茂」とその周辺施設の活用は、生きがいをもたらす場の拡大につながる。快適な空間づくりの他に、自然体験学習などの体験の充実を図ります。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
102	クリーンパートナー事業	都市公園などの公共施設において、地域住民や市民団体、企業などが実施する維持管理事業を支援する。この活動が「コミュニティの場」となり、まちづくりにつながる。	土木課	活動団体の拡大は、活動者にとって生きがいをもてる場の拡大につながるため、事業の継続・拡大
103	住民への相談窓口案内	法的な案件に対する相談窓口の案内を行う。	総務課	法的な問題を抱えている支援対象者に対して相談窓口を案内し、支援につなげる。
104	窓口業務(各種証明書等発行、申告相談など)	市民の申請に基づき、各種証明書、字絵図等の発行、仮ナンバーの許可書を発行する。各種税に関する相談に対応する。	税務課	どこに相談したらいいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われる。自殺対策への視点を持ち来庁者への対応を行い、支援が必要な人を関係機関への案内し、支援へとつなげられる可能性がある。
105	総合相談(心と暮らしの相談窓口)	経済的困窮に関する相談に限らず、生きづらさを抱える方々へ伴走的に関わりつつ、適宜、必要な支援関係機関との連携を図り、相談支援を実施する。	福祉課	生きづらさを伴う相談を受け付けた際に、自殺リスクを踏まえつつ、積極的に他の支援関係機関と連携を図り、必要に応じて、「支援会議」の開催要請を行い多職種連携による支援体制を構築する。
106	交流センター(牧野交流センター以外)施設維持管理事業	交流センターの維持管理を行う。	まちづくり課	各地区の交流センターを啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。学校に生きづらいと思っている子供たちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。
107	多受診(重複受診、頻回受診、重複服薬)者把握	医療機関を重複・頻回受診する者を把握することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。	国保年金課	医療機関を重複・頻回受診する者の中には、地域で孤立状態にいたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。対象者の把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
108	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施	生活習慣病の重症化予防とフレイル予防などの介護予防を連動させた支援を高齢者に対して行う。	国保年金課	生活習慣病の治療中断者の中には、金銭的困窮や身体的機能の低下で支えを必要とするが助けを求めることができず自殺リスクが高い方がいると考えられる。事業の中で生活に困りごとを抱えている方は適切な機関へつなぎ、自殺リスクがある方は健康課へつなぐことで自殺リスクを軽減させる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
109	ごみ処理に関する市民生活の相談窓口	ごみの処理方法に関する相談に対し、適正な回答を行う。	環境課	ごみ処理がわからず自宅にため込んだり、人の敷地に不法投棄を行ったりし、周りに迷惑をかけたり、自分自身が不衛生等になり精神疾患の悪化につながる場合もある。ごみに関する問題を解決していくことは周りや本人のトラブルを減らしていくことにつながる。
110	クアオルトウォーキング 健活ウォーキング	クアオルトウォーキングとは個人の体力に応じて安全・効果的な有酸素運動として心拍数等を測定しながら専門ガイドとともに歩く。健活ウォーキングは、健康増進を目的として決められたコースを歩く。	健康課	歩くことは健康増進だけではなく、こころの安定にも効果がある。ウォーキングイベントをきっかけとして、歩くことの習慣ができることは、自殺対策につながる。
111	健診の事後指導・重症化予防指導(特定保健指導等)	特定健康診査後、健診結果で特定保健指導の対象となった人に対し、訪問・面接などで生活習慣病の発症予防を目的とした保健指導を実施し、生活改善の支援を行う。特定健康診査における「要受診勧奨」者への受診勧奨として、受診状況の確認及び受診勧奨を実施する。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムとして、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を基に、血糖高値者・医療中断者への受診勧奨、糖尿病治療中患者の保健指導を実施する。	国保年金課 健康課	特定保健指導対象者への訪問や電話などの支援の中で、健康問題以外にもこころの健康問題等に気付くこともある。その場合は適切な窓口へつなぐことで生きることへの阻害要因の軽減につなげることができる。そして、健康問題は自殺の要因となるため、事後指導により、健康意識を高め健康を維持できるよう支援する。また、「要受診勧奨」者には、適切に医療受診をすることで、疾病の重症化を防ぎ、健康不安からくる自殺原因の軽減になる。 糖尿病による重篤な合併症を予防することで、健康不安からくる自殺原因の軽減になる。
重点施策1 勤務・経営				
112	こころ ほんと 暮らしを支える相談会	こころの健康や仕事、借金等に関する相談について、弁護士、社会福祉士等、保健師による相談会を実施する。	健康課	休日にも相談日程を設けていることから、働く世代の人も相談しやすく、多職種に一度に相談することから、解決への方向性を見出しやすく生きることへの支援につながる。
113	勤労者の自殺対策を検討する仕組みの構築	商工会議所や経営者協会等の中小企業に関係する会議において、現状を共有した上で、勤労者に対するメンタルヘルス対策について協議・検討し、具体的な取組につなげる。	健康課	事業主が勤労者のメンタルヘルスマネジメントについて認識を深めることで、職場環境を整え、悩みや不安などこころの不調に気付いて適切な相談先へつなぐことができるようになり、勤労者の生きることへの支援につながる。
114	中小企業融資関連業務	中小企業者の経営安定を図るための融資及び保証料や利子補助経営の安定に支障を生じている中小企業者に一般の保障枠とは別枠の保障を適用するセーフティネットの認定を行う。	商工観光課	融資などの申請機会を通じて、破産や倒産などが懸念されるなど深刻な経営状況下にある経営者を把握し、当人の求めに応じて適切な支援先に誘導する。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
115	里山(森林空間)活用事業	里山整備、グリーンウッドワーク、森のオフィスなど、森林空間を活用した「里山の居場所づくり」を行う。	農林課	企業の社員研修などで、里山整備等、社員に普段の生活と違う体験をさせ気持ちをリフレッシュさせることや、里山の整備で地域の課題解決に関わり「地域の役に立つ」という達成感を感じてもらい、自分たちの存在意義が高まることで、自殺のリスクが軽減されると考える。 また、森のオフィスを活用して森林空間の中で仕事をする体験を通じ、集中力が養われ仕事が効率的に進むことが実感されると、ワークライフバランスの実現に向けて動くことが可能となる。
116	新産業集積地区整備事業	企業誘致の際に市の事業のPRを行ったり、進出企業が決まった際には、事業者のPRを行う。	都市整備課	企業誘致の際に市が自殺対策に力を入れていることを合わせてPRし、企業の福利厚生で市の施設や事業の活用を促したり、進出事業者が行っている自殺対策をあわせてPRしたりできる。
117	職員の健康管理	職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指導を行う。	キャリアサポート課	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康について「ワークライフバランスの維持」「健康診断」「ストレスチェック」等により健康維持増進を図ることで、「支援者への支援」を実施
118	学校への産業医の配置	労働安全衛生法に基づき、教職員50人以上の学校では衛生委員会を設置するとともに、産業医を委託し、教職員の健康管理を行う。	教育総務課	教職員の健康管理を通じて、職場環境の確認・改善や心身の健康相談などを行うことができる。
119	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを実施し、精神的な不調の未然防止を図る。産業医を配置していない学校も実施していく。	教育総務課	ストレスチェックの結果を活用することで、労働者としての教職員の心の健康管理に資することができる。
120	教職員人事事務	教職員の勤務状況を把握し、働き方改革の推進を図る。	学校教育課	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、時間外勤務や、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなぐことができる。 学校組織で生徒指導上の問題の解決を図ることで、担任一人による抱え込みをなくし、教職員のストレスを軽減することができる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
121	教職員の働き方改革	教育委員会と校長会により教職員の働き方改革に向けての具体的な方策を検討する。	学校教育課	教職員の働き方改革プランに基づき、市内で共通した取組を実施することにより、教職員の働き方改革を行う。 生活リズムの向上、心身のリフレッシュを図ることができる。
重点施策2 高齢者				
122	介護保険認定申請事務	介護保険サービスを利用するために、本人又は家族が担当課の窓口にて、要介護要支援認定の申請手続きを行う。	高齢福祉課	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、介護疲れによる心中や殺人につながる危険がある。窓口での相談を通じて、関係機関を紹介することでリスクの軽減につながる。
123	地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談窓口の設置及び実態把握、権利擁護支援、介護予防の推進等を行う。	高齢福祉課	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を把握し、共有することで必要な機関へつなげる。
124	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の正しい知識をもち、認知症の人や家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	高齢福祉課	認知症を正しく理解し、認知症の人への対応等の支援を地域で行っていくことができる。
125	認知症カフェ	認知症の人や介護者、認知症に関心のある人が集い、日ごろの思いなどを話し、情報交換する場を提供する。	高齢福祉課	認知症の人、介護者、地域の人々の悩みを共有したり、情報交換し、リスク等を早期発見し支援をしていくことができる。
126	在宅医療・介護連携事業	在宅医療コーディネーターを配置し、地域の関係者との連携を図りながら在宅医療と介護が切れ目なく提供できる体制づくりを推進する。	高齢福祉課	地域関係者との連携が促進されることで、各場面におけるSOSのサインを見逃さず早期に適切な支援へとつなぐことで、生きることの阻害要因を排除することにつながり得る。
127	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。	高齢福祉課	老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となり得る。
128	介護保険料の賦課徴収事務	介護保険料を賦課し、普通徴収で保険料が未納である方と分納相談をする。	高齢福祉課	介護保険料を滞納している方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。必要に応じて福祉の自立支援窓口などの関係機関につなげていくことで支援していく。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
129	一般介護予防事業	地域での助け合い「互助」を醸成していく取組の強化を図りながら、支援の必要な高齢者を早期に把握し必要な支援へとつなげていくためのネットワーク構築を図る。 リハビリテーション専門職を活用した自主サークルへの講師派遣や、フレイル予防等の普及啓発教室等を開催する。 自主サークルの活動支援として補助金を交付する。	高齢福祉課	生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを構築することが、不安や孤立感等を軽減することにつながり生きる促進要因となり得る。
重点施策3 生活困窮者				
130	環境基本計画推進事業(食品ロス削減)	市民団体の協力で、家庭内の未使用食品を回収し、希望者等へ配布する。(フードドライブ)	環境課	現状では食品は一般市民の希望者へ配布しているが、今後、貧困家庭への個別配布等の可能性がある場合、貧困世帯等ハイリスク層へのアウトリーチ策になり得る。
131	保険料の収納	滞納者に対する納付勧奨を行う。	国保年金課	保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。
132	生活保護扶助	憲法及び生活保護法に基づく扶助により、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図る。	福祉課	訪問調査等により、対象者の傷病状態等を把握し、適切に保護を実施する。生活困窮者自立支援事業及び更生保護活動との連携協働による社会参加活動を実施する。
133	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、現に生活に困窮している者、今後困窮する恐れがある者に対し、伴走型の支援を行い、対象者の主体的な自立を図る。	福祉課	アウトリーチを含む対象者のアセスメントに基づく支援プランを実行し、社会資源等を活用した自立を目指すことで自殺を抑止する。
134	特別障害者福祉手当等支給事務	日常生活が困難な障がい者(児)のための手当を支給する。	福祉課	手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
135	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	福祉課	母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。 施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
136	保育料・保育所等給食費納付事業	口座振替不能通知書や催告書を保育園から保護者に手渡ししてもらうとともに、納付を呼びかける。 コンビニ納付や口座振替など、納付しやすい環境整備を行い、保育料、保育所等給食費その他の債権の多能縮減に努める。	こども未来課	保育料、保育所等給食費その他の債権を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えないケースもあるため、保育士や職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
137	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当を支給する。	福祉課	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 児童扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
138	特別児童扶養手当支給事務	特別児童扶養手当を支給する。	福祉課	障害児を抱える保護者の問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。 特別児童扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
139	児童手当支給事務	児童手当を支給する。	福祉課	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。 児童手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
140	母子家庭等自立支援給付金事業	(1)自立支援教育訓練給付金…ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金等…ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3)高卒認定試験受講修了時等給付金…ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万円)を支給する。	福祉課	それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
141	母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(県事業)	福祉課	貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。
142	林福連携事業	「生活困窮者自立支援事業」について、林業の分野(健康の森で、薪のタガ詰め、炭材の搬出搬入等)でも実施する。	農林課	生活困窮者の自立支援に向けた第一歩の場を設けることで、将来の就労に繋がっていく可能性が感じられることで生きることの包括的支援となり得る。
143	住宅管理事務	市営住宅に係る一般事務及び市営住宅使用料の収納事務を行う。	都市計画課	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、様々な支援につなげられる窓口となり得る。
144	上下水道料金徴収業務	上下水道料金徴収や給水停止執行業務を行う。	上下水道課	料金滞納者の納付相談の中で、生活状況を聞き取り、問題を抱えて生活難に陥っている家庭について、各機関へつなぐ対応をとれるようにする。
145	納税相談	市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税)の納付に関する相談を行い、公平な徴収を目指して収納率向上を図る。	収税課	相談の過程において、精神的に追い詰められていると感じられた場合、その原因が税を含めた債権なのか、その他の問題なのかを判断し、弁護士への相談、福祉課の紹介などを行う。滞納については執行停止等の生活再建の措置を図る。
146	就学援助費と特別支援教育就学奨励費支給に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、給食費・学用品費等を補助する。	教育総務課	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。経済的困難を解消することで、保護者や子ども自身が「生きていく」自信を持つきっかけとなる。学校現場でも、「困難さ」を抱えている可能性のある児童生徒であることが認識でき、支援の幅が広がる。
重点施策4 子ども・若者				
147	青少年健全育成推進事業(成人式)	20歳という節目を迎える人たちにに向けた式典。式典は成人式実行委員会が中心になって計画。成人式は毎年1月に行い、それにに向けた活動を7月ごろから実行委員で行う。	ひとづくり課	式内で未来への希望などを連想させるアトラクションを行ったり、未来への不安を取り除くような内容を含んだプログラムを作る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
148	地域教育推進事業(楽習ひろば)	地域教育「楽習ひろば」を推進する。 土曜日の午前中2時間、小学1～3年生を対象に牧野交流センター、生涯学習センター、加茂野交流センターの3教室で開催	ひとづくり課	小学校低学年対象ではあるが、学校とは違った学習の場の提供ができる。座学だけではなく地域の大人との関わり持つ中で学ぶことができ、コミュニケーション能力の向上も図れる。
149	「夢の教室」委託事業	日本サッカー協会企画・運営の事業で、元日本代表選手を「夢先生」として小・中学校に派遣し、「夢の教室」と呼ばれる授業を行う。夢先生が自身の体験に基づき夢を持つことの素晴らしさを伝える。 対象:小学5年生と中学2年生	スポーツ振興課	「夢を持つことの大切さ」を伝えるこの事業そのものが、自殺対策となり得る。
150	学習活用事業	学校の年間指導計画に位置づけられた活動(学校活用)を実施する。	文化振興課	学習に対する意欲や関心を高め、博物館での体験学習を通して、学力向上だけでなく、豊かに生きる力を育むことができる。 学校活用により文化の森に親しみを持ち、放課後や休日の居場所となる。
151	養育医療、妊婦健康診査・産婦健康診査	養育医療、妊婦健康診査・産婦健康診査を必要とし、または対象となった市民の方に対し、分かりやすく制度説明を行い、申請手続きを速やかに行っていただき、適正に支援(支給)が行えるよう事業を行う。	健康課	今後も、妊娠、出産、育児期の出費が不安が増大する時期となるため、窓口対応する際には、申請者の不安や思いをくみ取ることができるよう配慮しながら、対応継続していく。
152	命のバトン事業	中学3年生が、乳幼児やその保護者と触れ合い、命の大切さを学ぶ機会を設ける。	子育て支援課	中学3年生を対象に授業の中で親子と触れ合うことにより、命の大切さを学び、自殺リスクの軽減に繋がる可能性がある。
153	児童発達障害に関する会議の開催	保育園、幼稚園、小中学校、庁内関係課、庁外関係団体等との各種会議や連携会を開催し、児童発達支援に対する協力体制、支援体制を整える。	子育て支援課	障がいのある乳幼児を育てている家族は、日常生活の中で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクが高いと考える。子包括支援会議等、関係機関が開催する会議への参加及び関係機関会議開催により、支援を必要とする家族を支えていく。
154	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい人(利用会員)と子育ての手伝いをしたい人(サポート会員)が地域で互いに助け合いながら子育てを応援する。	子育て支援課	利用会員とサポート会員との関わりや、研修会・交流会を通して、サポート会員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
155	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	こども未来課	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、子育て世帯への支援強化を図ることができる。
156	ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
157	ひとり親家庭への学習支援事業	集合型学習支援を通じた子どもの居場所作りを行う。	福祉課	児童生徒への学習支援は、当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会となり得る。関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチを行ったり、支援先へとつなぐ等、支援の糸口にもなり得る。
158	みのかも防犯まちづくり推進計画「子どもの見守り・あいさつプロジェクト」	現在行われている、登校・下校時の見守り活動を活性化するとともに団体と学校や地域との連携を深め、不審者などから子どもを守るために地域の安全性を高める。	防災安全課	自殺対策は、自殺に追い込まれない地域社会の構築を目指すものであり、地域住民の生命と暮らしを守るという点において、セーフコミュニティの理念につながるものである。
159	若者と未来をつなぐ事業	プロジェクトメンバーが高校生と共に地域の課題などを研究し、実際に高校生や大学生などの若者が地域課題解決に取り組むなど、目標達成のプロセスを経て課題解決と本人の成長へと繋げる。	ひとづくり課	若者が地域とつながりを保ちながら活動することで、心理的・物理的な居場所を提供し、やりがいや生きがいを感じて取り組むことができる。
160	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ(学童保育)で保育する。	こども未来課	放課後児童クラブを利用する児童の様子から、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担うことができる。
161	フロム0歳プラン	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図る。	学校教育課	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有することができる。
162	生徒会サミット いじめ撲滅運動	いじめ撲滅、未然防止研修や児童会生徒会新聞づくりを行う。各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別の支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。各学校ごとに「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者に周知する。	学校教育課	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。保護者や地域が学校の教育方針を理解して、連携を図ることでいじめ・自殺の未然防止を図ることができる。
163	いじめ防止対策事業(hyper-QUの活用)	hyper-QUを年間2回実施する。市統一版教育相談アンケートを年3回実施する。児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	学校教育課	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる。
164	外国人児童生徒就学促進事業	外国から来た日本語が分からない児童生徒に対して、日常会話で用いる日本語や日本の小中学校での生活習慣・学習習慣の定着を図る。	学校教育課	児童生徒、保護者が日本語や日本の習慣、学校での生活習慣・学習習慣を身につけることで、安心して日本での生活をおくることができ、不安やストレスを軽減することができる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
165	発達支援事業	特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態を把握し、きめ細かな教育相談を行う。	学校教育課	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 児童生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
166	性に関する指導事務	市で小学校1年生～中学校3年生までの性教育の指導計画を作成し、性に関する指導の充実を図る。	学校教育課	児童生徒を取り巻く環境が急速に変化する中、性情報の氾濫、未成年者の性感染症や望まない妊娠・人工中絶の未然防止、性自認・性的思考等への誤った理解などは、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。 性に関する指導を意図的・計画的に性に行う中で、命の大切さを考えさせるとともに、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図る。
167	教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	学校教育課	市の広報・HP及び啓発チラシ等を通して教育相談等の周知に努め、広く悩みを相談できる場所があることを伝えていく。相談者の気持ちに寄り添い、じっくり話を聞いて対応し、相談内容によっては、関係機関・市費カウンセラー等と速やかに連携していくことで、生きることへの包括的な支援を行う。定期的な学校訪問や随時訪問等によって学校の状況を把握し、いじめや問題行動等の未然防止に努める。
168	学外講師派遣推進事業	小中学校の体験活動について、学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築することで、各学校の教育活動の改善と充実を図り、児童生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにする。	学校教育課	地域住民と連携・協力し、教育活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。 専門性を活かした指導を受けることで、児童生徒のよさを自覚させたり、自己肯定感を高めたりすることができる。
169	教育支援事業	特別な支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな就学指導を行う。	学校教育課	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 児童生徒の特性に応じて、的確な就学指導を行うことにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。 このことで不安や不適應が減り、安心して生活し得る。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
170	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務を行う。	学校教育課	支給対象の学生に奨学金に対する情報を提供することで、資金面の援助を行い、学生や保護者の負担を軽減することができる。
171	ふれあい安全サポーター設置事業	児童生徒の登下校や休み時間の様子を見守り、安全に生活できる学校環境づくりを推進する。	学校教育課	悩みや問題を抱える児童生徒の中には、自殺リスクの高い子どもがいる可能性がある。 ふれあい安全サポーターが児童生徒の小さな変容に気づくことにより早期発見・早期対応を図ることができる。
172	1人1台端末を活用したSOS発信事業「ここタン」	児童生徒が1人1台貸与されたタブレット端末に心と体の様子や、先生へ相談希望が出せる「聞いてほしい」ボタンを入力することができるソフトウェア「ここタン」の導入する。	学校教育課	児童生徒は毎日、タブレット端末を使って、心と体の様子を入力する。また「聞いてほしい」ボタンを用いて先生へ相談希望を出したりすることも可能。 これにより、教師が児童生徒のSOSや心の変化を早期発見し、早期対応することができる。また、児童生徒が自らSOSを発信できる援助希求的態度の育成を促すことができる。
173	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	全ての市内公立小学校・中学校でSOSの出し方に関する指導を行う。	学校教育課・健康課	児童生徒が精神的に強いストレスを受けた際に一人で抱え込むことなく、身近な大人や先生に相談したり、様々な地域の支援を利用したりするなどの対処力を身に付けるための教育を行うことで、必要な支援を受けることにつながり、自殺対策につながる。
174	こども家庭センター(仮)	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。保健師等が行う各種相談とともに、こども家庭支援員等が中心となって行う相談を一体的に行う。	子育て支援課	母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者、及び子の養育に支援が必要な家庭を包括的に支援することで、安心して子育てをすることにつながるとともに、虐待の予防にもつながる。困難な状況を包括的に支援することが、自殺の予防となり、また、虐待防止は子どもの将来的な自殺リスクを抑えるためにも重要である。
175	ヤングケアラーについての普及啓発	小学5年生を対象に、ヤングケアラーについての授業を実施する。ヤングケアラーについての知識の普及とともに、支援体制の整備を行う。	子育て支援課	ヤングケアラーとはどんなことかを知ること、一人で責任を担うのではなく、必要な支援を受けられる相談先を知ったり、身近な大人に悩みを相談したりする大切さを学ぶことが、自殺予防につながる。
重点施策5 女性				
176	みのかも女性活躍支援センター事業	総合戦略「カミーノ」に掲げる「女性の夢が叶えられるまち」の実現のために、女性の就労や地域参加等を継続的に支援する女性活躍支援センター(リオラ)を開設・運営する。	ひとづくり課	産休、育休、子育て中の女性が社会との接点をもつこと、社会参加への入口を見つけることによって、社会での自己肯定感を育むことになる。

番号	計画における項目	事業概要	担当課	実施内容(自殺対策の視点を加えた事業案)
177	まち・ひと・しごと創生総合戦略 Caminho [カミーノ]事業	まち・ひと・しごと創生総合戦略 Caminho [カミーノ]を推進する。	企画課	女性が自らの夢を実現できるまちは、自分の希望が叶えられるまちであり、自らの自己実現、未来への希望をもつことができるまちである。よって総合戦略の推進は、自殺の防止にも資すると考えられる。
178	妊娠期の母子保健事業(母子健康手帳交付・妊婦健康診査事業、マタニティコール、マタニティクラス、プレママ安心交流会等)	母子健康手帳交付と妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健康診査受診券の発行を行う。すべての妊婦に対し担当者保健師の名刺を渡し、保健師との面接を実施し、各種相談事業やサービスの紹介などを行う。	健康課	妊娠初期の時期から、より支援が必要と思われる人に対しては電話や訪問などを行うことで、困り事や不安などの有無について状況を把握し、必要時には適切な相談窓口へつなぐことで生きる支援となり得る。妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援を充実させ、精神的な不安や悩みなどを軽減させることで、自殺予防につなげる。
179	産後の母子保健事業(出産おめでとうコール、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳児訪問、産後ケア、にじいろ面談等)	出産後に、母子保健推進員による電話や訪問を行い、保護者や子どもなどについての様子などから困り事や心配事などの把握を行ったり、子どもの健康診査・予防接種・子育てサービスの紹介などを行う。状況によって、保健師の訪問を実施する。その他、保健師、保育士、助産師による相談や面談を行い、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を行う。	健康課	保護者からの相談を待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を早期に把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会・支援への接点となり得る。産後うつや育児によるストレス等は保護者の自殺リスクを高める場合がある。保護者との面談時に異変や困難に気づいた場合、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
180	あじさい子育て広場の設置	岐阜県助産師会に委託して、アピタ美濃加茂店内において、「あじさい子育てひろば」を開設している。助産師が常駐しており、子どもの計測や発育・発達・育児相談、妊娠期の相談等を実施している。	健康課	あじさい子育て広場は、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談できる場所である。助産師が常駐しているため、早期の段階で来所者の抱える問題を把握することも可能で、保護者が同意すれば適切な相談機関へつなげることもでき、切れ目のない生きることの包括的支援となり得る。
181	きずなメール	LINE を通じて、妊娠期、子育て期の月齢に応じた役立つ情報と、美濃加茂市の子育てに関する情報を発信する。	子育て支援課	きずなメールを通じて、育児不安の解消、地域とのつながりを作り、「孤育て」「産後うつ」「乳幼児虐待」を予防していくことが、子育て中の親の精神的な安定につながり、自殺の予防にもつながる。
182	姫 Biz	起業やイベント開催等の相談窓口である「姫 Biz」を開設し、新規起業者の増加や女性が活躍しやすいまちの実現を図る。	商工観光課	起業やイベント開催等について幅広く気軽に相談できる窓口を設置して、市民の多様な自己実現を支援することで生活の中に目的や生きがいを創出し、夢や目標の実現による達成感、満足感やその実現過程における人との交流により、幸福感や自己肯定感を増進する効果が期待できる。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制及び計画の進行管理・評価

本計画で掲げた施策・事業の進捗は毎年評価・検証するとともに、最終年度にあたる2029年度に市民アンケート調査や各種統計等で評価を行います。

また、本計画に基づく各種施策・事業の取組状況等については、美濃加茂市健康づくり推進協議会自殺対策部会において評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

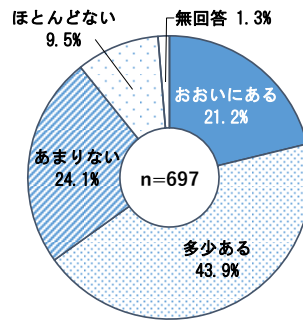
進行管理は、PDCA サイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

1 健康についてのアンケート調査【成人】

①ストレスについて

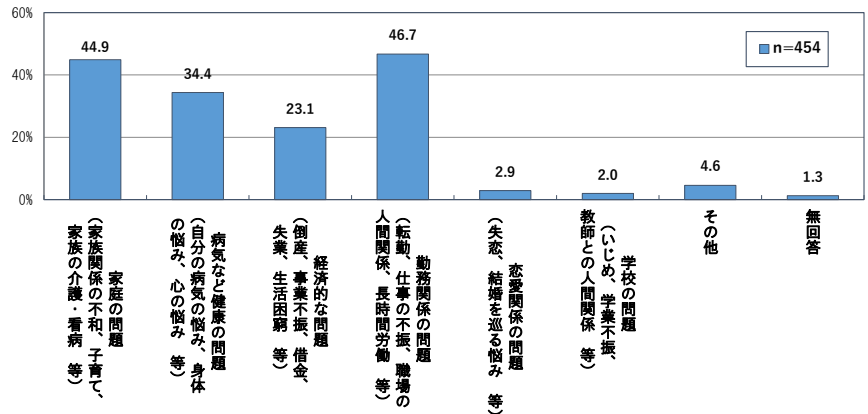
この1か月間の不満・悩み・苦労などのストレスの有無

「おおいにある」「多少ある」をあわせると約6.5割を占めている



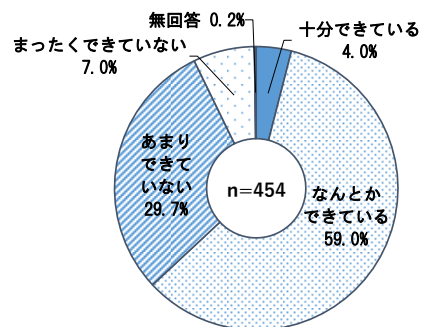
不満、悩み、苦労、ストレスを感じている内容

「勤務関係の問題」が46.7%で最多、次いで「家庭の問題」「病気など健康の問題」と続いている



不満・悩み・苦労などのストレス解消度

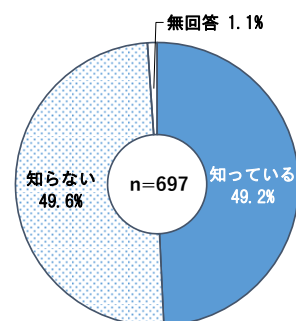
「なんとかできている」が約6割を占める一方、「まったくできていない」は7.0%を占めている



②相談について

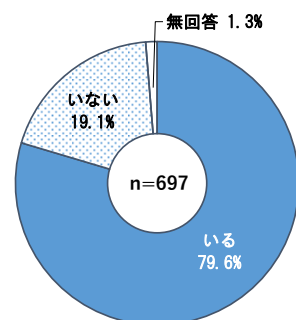
悩み相談窓口の認知度

「知っている」と「知らない」はほぼ半々である



困ったときの相談相手の有無

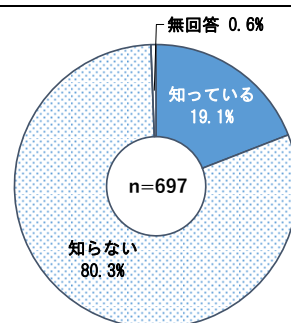
「いる」が約8割を占める一方、「いない」は2割である



③自殺対策に関連する認知度について

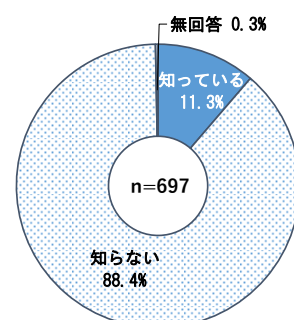
ゲートキーパーの認知度

「知らない」が約8割を占める一方、「知っている」は約2割である



相談窓口「生きるための支援 ワンストップ窓口健康課」の認知度

「知らない」が9割近くを占める一方、「知っている」は約1割である

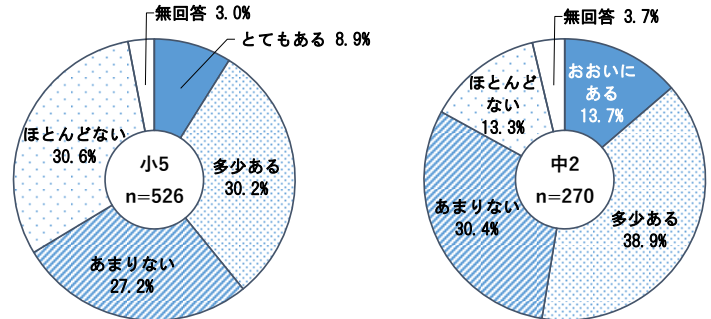


2 健康についてのアンケート調査【子ども】

①ストレスについて

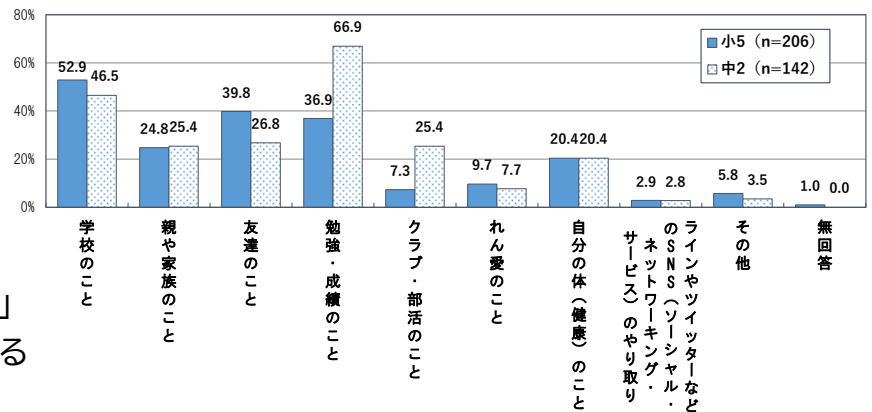
この1か月間の不満・悩み・苦勞などのストレスの有無

「おおいにある」「多少ある」をあわせると、小学5年生では約4割
 中学2年生では5割以上を占めている



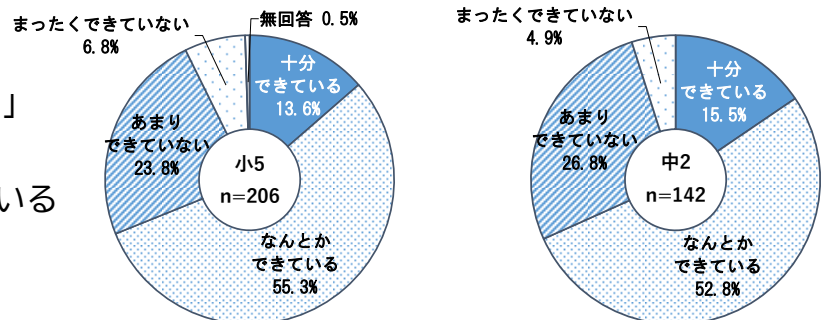
不満、悩み、苦勞、ストレスを感じている内容

小学5年生では「学校のこと」が52.9%で最多、
 次いで「友達のこと」「勉強・成績のこと」、
 中学2年生では「学校のこと」が66.9%で最多、
 次いで「勉強・成績のこと」「友達のこと」となっている



不満・悩み・苦勞などのストレス解消度

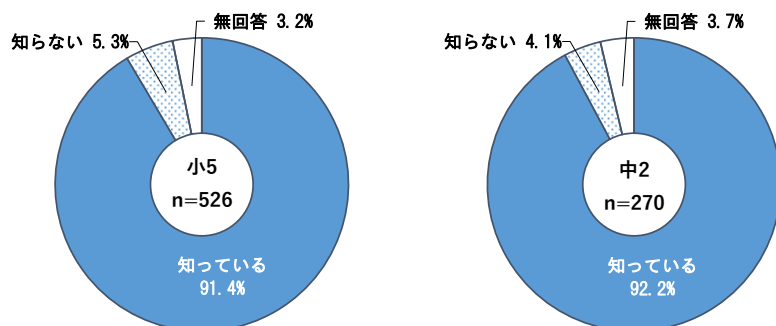
「なんとかできている」がそれぞれ5割以上を占める
 一方、「まったくできていない」は小学5年生では6.8%、
 中学2年生では4.9%を占めている



②相談について

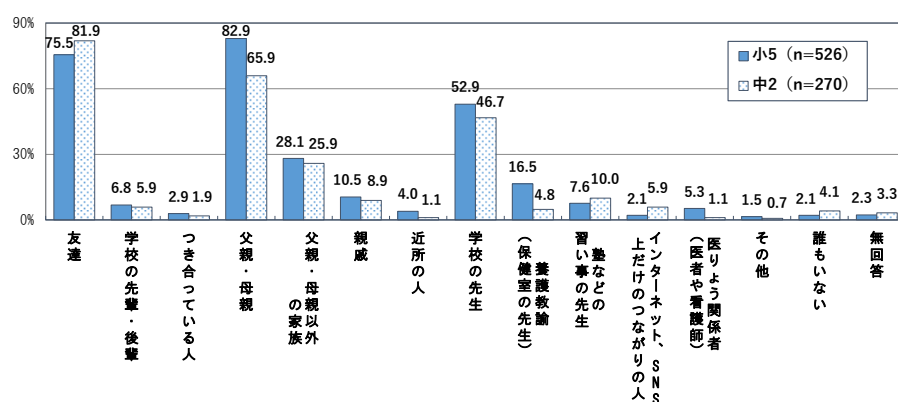
悩み相談窓口の認知度

「知っている」がそれぞれ
9割以上を占めている



困ったときの相談相手

小学5年生では「父親・母親」が82.9%と最多、次いで「友達」「学校の先生」、
中学2年生では「友達」が81.9%と最多、次いで「父親・母親」「学校の先生」となっている

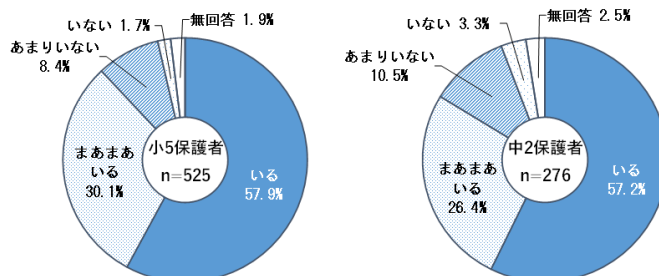


3 健康についてのアンケート調査【保護者】

① 相談について

子育ての相談相手の有無

「いる」「まあまあいる」をあわせると8割以上を占めている

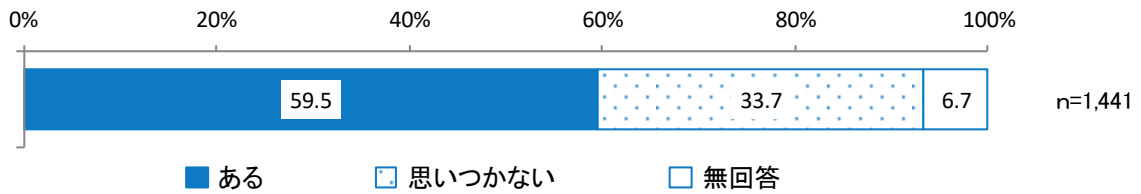


4 介護に関するアンケート調査

美濃加茂市在住の要介護認定を受けていない 65 歳以上の方

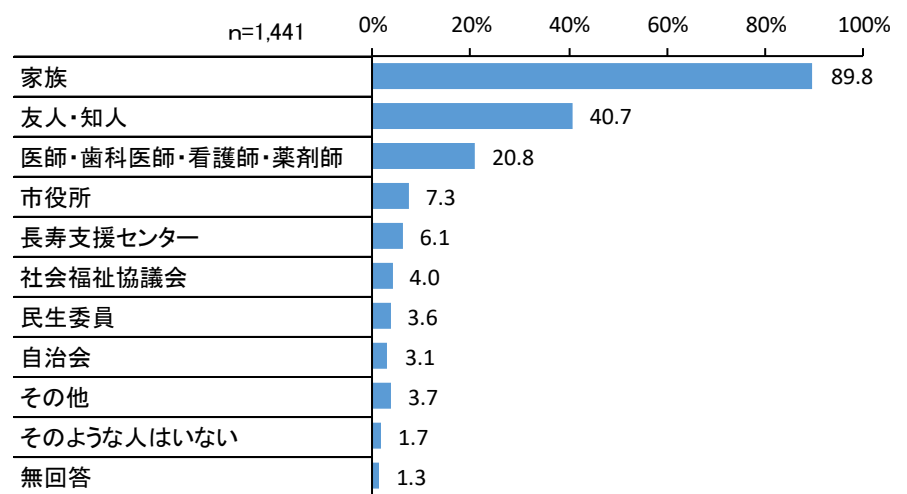
生きがいの有無

「ある」約6割、「思いつかない」が3割以上である



何かあったときの相談相手

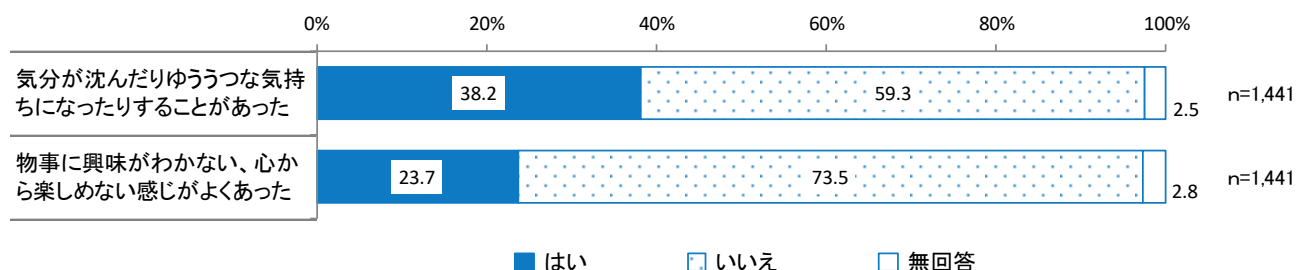
「家族」(89.8%)が最も高く、次いで「友人・知人」(40.7%)、「医師・歯科医師・看護師・薬剤師」(20.8%)である



この1か月間の気分が沈み、ゆううつな気持ちの有無／

この1か月間の、「物事に対して興味がわかない」「心から楽しめない」気持ちの有無

「はい」は「気分が沈んだりゆううつな気持ちになったりすることがあった」で約4割、「物事に興味がわかない、心から楽しめない感じがよくあった」で約2割である



3 計画の策定経過

年度	月日	内容
令和4年度	1月18日～2月7日	市民アンケート調査
令和5年度	7月13日	第1回自殺対策部会
	8月31日～9月29日	自殺対策関係機関ヒアリング
	9月19日～9月29日	自殺対策庁内ヒアリング
	12月14日	第2回自殺対策部会
	1月15日～2月5日	パブリックコメント

4 「健康づくり推進協議会 自殺対策部会」委員名簿

所属	役職	委員氏名
のぞみの丘ホスピタル	院長	児玉 佳也
可茂保健所 健康増進課	課長	桑原 恵理子
社会福祉協議会	事務局長	藤井 宗裕
商工会議所	事務局長	林 博行
健寿連合会	会長	藤井 正義
関労働基準監督署 安全衛生課	課長	浅井 裕貴
ハローワーク美濃加茂	統括職業指導官	梅田 哲男
加茂警察署生活安全課	課長	波戸 祥宏
中濃子ども相談センター	課長	岩田 千世
法テラス可児法律事務所	弁護士	松本 登志也
民生委員児童委員協議会	副会長	兼山 典生
太田病院	外来看護師長	後藤 晴美
中部国際医療センター	患者支援センター部長	榊原 智宏
中消防署	救急指導係長	小川 潤
健康こども部	部長	三田村 知勢
商工観光課	課長	日下部 達也
こども未来課	課長	神野 浩明
子育て支援課	課長	藤吉 紀行
高齢福祉課	課長	井藤 恵美
福祉課	課長	渡辺 真理子
学校教育課	課長	竹腰 宣行